

令和4年度
第1回 仙台市公共事業再評価監視委員会
次 第

日 時：令和5年1月13日（金）
午前10時00分から
場 所：仙台市役所本庁舎2階第2委員会室

1. 開 会

2. 議 事

<対象事業>

- (1) 今市福田線（高江工区）道路事業
- (2) 青葉山公園整備事業
- (3) 西公園再整備事業
- (4) 海岸公園整備事業

3. 閉 会

資 料 一 覧

(第 1 回監視委員会)

資料 1-1	仙台市公共事業再評価実施要綱
資料 1-2	仙台市公共事業再評価監視委員会運営要領
資料 1-3	仙台市公共事業再評価監視委員会委員名簿
資料 1-4	令和 4 年度 公共事業再評価 対象事業一覧
資料 1-5	令和 4 年度 公共事業再評価 対象事業位置図
資料 2-1	今市福田線（高江工区）道路事業
資料 2-2	青葉山公園整備事業
資料 2-3	西公園再整備事業
資料 2-4	海岸公園整備事業

仙台市公共事業再評価実施要綱

(平成10年12月15日市長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、本市が実施する公共事業について、時の経過に伴う社会経済情勢等の変化に応じ、その必要性、効果等を改めて検討し、事業の継続、見直し、休止又は中止についての判断（以下「再評価」という。）及び再評価の結果に基づく適切な対応方針の決定に関し必要な事項を定め、もって公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

(再評価を実施する事業)

第2条 再評価を実施する事業（以下「対象事業」という。）は、本市が実施する公共事業で別表第1に掲げるもの（維持管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く。）のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 事業に着手後5年目の年度末までにおいて未着工の事業
- (2) 事業に着手後5年目（下水道事業、林野公共事業、農業農村整備事業及び水道施設整備事業にあつては、10年目）の年度末までに完了しない事業
- (3) 再評価実施時から5年間（下水道事業にあつては10年間）が経過後の年度末までにおいて未着工の事業又は当該5年間（下水道事業にあつては10年間）が経過後の年度末までに完了しない事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業の進捗状況、社会経済情勢等を考慮し、再評価が特に必要と市長が認める事業

(再評価の実施時期)

第2条の2 再評価は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める年度において実施するものとする。

- (1) 前条第1号に該当する事業 該当することとなった年度（ただし、林野公共事業にあつては、該当することとなった年度の翌年度）
- (2) 前条第2号及び第3号に該当する事業 該当することとなった年度
- (3) 前条第4号に該当する事業 市長が指定する年度

(公共事業再評価検討委員会)

第3条 再評価を実施し、その結果に基づいて対応方針案を作成するため、仙台市公共事業再評価検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

- 2 検討委員会は、委員長及び委員で組織する。
- 3 委員長は、副市長事務担任規程（平成19年仙台市訓令第7号）の規程により都市整備局に属する事務を担当する副市長をもって充てる。
- 4 委員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 5 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(対象事業の報告等)

第4条 事業を所管する各部局（地方公営企業の部局を除く。）は、対象事業に該当する事業がある場合には、それぞれ第2条の2に規定する年度において、再評価の実施のため必要な資料を添えて、検討委員会へ報告する。

- 2 地方公営企業管理者は、対象事業に該当する当該地方公営企業の事業がある場合は、それぞれ第2条の2に規定する年度において、検討委員会に対し、必要な資料を添えて、再評価の実

施を申し出ることができる。

(再評価の実施)

第5条 再評価は、前条第1項の規定による報告又は同条第2項の規定による申出があった対象事業について、検討委員会が実施する。

2 再評価を実施する際の観点は、次のとおりとする。

- (1) 事業の進捗状況
- (2) 事業をめぐる社会経済情勢等の変化
- (3) 事業着手時点の費用対効果分析の要因の変化
- (4) コスト縮減、代替案立案等の可能性

3 再評価は、次のいずれかの手法のうちから、対象事業の進捗状況、対象事業を巡る社会経済情勢等を考慮して検討委員会が適切と認めた手法により実施する。

- (1) 検討委員会があらかじめ作成したチェックリストを用いる手法
- (2) 前項各号に規定する観点について詳細な検討を加える手法

4 検討委員会は、前項第1号の手法による再評価を実施した結果、事業着手に至った要因の変化その他対象事業の継続を再検討すべき事情が認められる場合には、当該対象事業について同項第2号の手法による再評価を実施する。

5 検討委員会は、必要に応じ、再評価の実施のため必要な調査、検討等を対象事業の所管部局に行わせる。

6 検討委員会は、国庫補助事業である対象事業の再評価に当たっては、当該対象事業の所管部局に、当該国庫補助事業を所管する国の部局と適宜協議等を行わせ、密接な連携及び調整を図らせる。

(対応方針案の作成)

第6条 検討委員会は、実施した再評価の結果に基づき、対応方針案を作成し、再評価の結果とともに市長（第4条第2項の規定による申出に係る対象事業にあっては、当該申出をした地方公営企業管理者。以下同じ。）に報告する。

2 検討委員会は、前項の対応方針案の作成のため必要な資料の作成、調査、検討、国の所管部局との調整等を、対象事業の所管部局に行わせる。

3 検討委員会は、第1項の対応方針案を作成しようとする場合は、あらかじめ、仙台市公共事業再評価監視委員会の意見を聴かなければならない。ただし、当該対応方針案が、法令等の規定により、その策定、変更等に際して学識経験者、関係住民等の意見を聴くこととされているものである場合には、この限りでない。

4 検討委員会は、仙台市公共事業再評価監視委員会より意見の具申があった場合には、これを最大限尊重し、可能な対応方針を検討する。

(対応方針の決定及び公表)

第7条 市長は、前条第1項の規定による報告に基づき、再評価を実施した対象事業について対応方針を決定する。

2 市長は、前項の対応方針を決定した場合には、速やかに、当該対象事業に係る再評価の結果及びその根拠並びに当該対応方針を決定した経緯とともに公表する。

(公共事業再評価監視委員会)

第8条 第6条第1項の規定により検討委員会が作成する対応方針案を審議するため、仙台市公共事業再評価監視委員会（以下「監視委員会」という。）を設置する。

2 監視委員会は、検討委員会が再評価を実施した全ての事業の対応方針（原案）について審議

を行う。

- 3 監視委員会は、前項の規定による審議の結果、第6条第4項の原案に不適切な点又は改善すべき点があると認める場合には、検討委員会に対し、その理由を付して意見の具申を行う。
- 4 監視委員会は、委員9人以内で組織する。
- 5 委員は、公共事業をめぐる社会経済情勢に関し優れた知識及び経験を有し、公共事業の実施に関する施策について公正な判断をすることができる者のうちから、市長が委嘱する。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 監視委員会に、委員長を置き、委員の互選によって定める。
- 9 監視委員会は、審議の参考とするため、専門の事項を調査検討する専門部会を置くことができる。
- 10 専門部会は、部会長及び専門委員をもって組織する。
- 11 部会長は、委員長の指名する委員をもってあてる。
- 12 専門委員は、部会長が推薦し、監視委員会が承認した者をもってあてる。
- 13 専門委員は、当該専門の事項に関する調査検討が終了したときは、解任されるものとする。
- 14 監視委員会の庶務は、都市整備局技術管理室において処理する。
- 15 前各項に定めるもののほか、監視委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が監視委員会に諮って定める。

(その他)

第9条 各事業所管部局は、本要綱に基づき、各事業ごとの再評価についての実施要綱の細目を定める。

附 則

この要綱は、平成10年12月15日から実施する。

附 則 (平成11年 1月22日改正)

この改正は、平成11年 1月22日から実施する。

附 則 (平成13年 3月23日改正)

この改正は、平成13年 4月 1日から実施する。

附 則 (平成13年10月 5日改正)

(実施期日)

- 1 この改正は、平成13年10月 5日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の仙台市公共事業再評価実施要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に実施する事業の継続、見直し、休止又は中止についての判断(以下「再評価」という。)から適用し、同日前に実施した再評価については、なお従前の例による。

附 則 (平成15年 3月31日改正)

この改正は、平成15年 4月 1日から実施する。

附 則（平成15年 9月 3日改正）
この改正は、平成15年 9月 3日から実施する。

附 則（平成16年 7月14日改正）
この改正は、平成16年 7月14日から実施する。

附 則（平成17年 1月31日改正）
この改正は、平成17年 1月31日から実施する。

附 則（平成17年 3月30日改正）
この改正は、平成17年 4月 1日から実施する。

附 則（平成18年 3月31日改正）
この改正は、平成18年 4月 1日から実施する。

附 則（平成19年 5月 1日改正）
この改正は、平成19年 5月 1日から実施する。

附 則（平成19年 7月25日改正）
この改正は、平成19年 7月25日から実施する。

附 則（平成22年 3月31日改正）
この改正は、平成22年 4月 1日から実施する。

附 則（平成22年10月 1日改正）
（実施期日）

1 この改正は、平成22年10月 1日から実施する。

（経過措置）

2（1）平成22年度に、事業着手後10年間が経過して継続中の事業については、平成22年度までに再評価を実施する。

（2）前項に規定する事業、林野公共事業、農業農村整備事業及び水道施設整備事業を除き、平成22年度に、事業着手後5年間が経過した時点で継続中の事業及び5年間を超過している事業については、平成23年度末までに再評価を実施する。

附 則（平成23年 5月 1日改正）
この改正は、平成23年 5月 1日から実施する。

附 則（平成26年 4月 1日改正）
この改正は、平成26年 4月 1日から実施する。

別表第1（第2条関係）再評価の対象事業

事業名		再評価を実施する事業単位
住宅市街地総合整備事業		整備計画の単位とする。
住宅市街地基盤整備事業		事業採択を行う際の施設単位とする。
都市公園等事業		整備事業箇所単位とする。
下水道事業		（事業箇所毎の全体計画を対象とする。） 汚水は処理区単位、分流式の雨水は排水区単位とする。 ただし、一連の整備効果を発現する排水区については、複数のものを組み合わせることも可能とする。 また、都市下水路事業については、事業箇所単位とする。
土地区画整理事業		事業採択を行う際の箇所単位とする。 ただし、複数箇所の組み合わせも可能とする。
河川事業		一連の整備効果を発現する区間単位とする。 ただし、必要に応じて分割可能とする。
道路事業	国道の新設・改築事業	事業採択を行う際の区間又は箇所単位とする。 ただし、複数箇所の組み合わせも可能とする。
	県道の新設・改築事業	
	市道（都市計画決定されているものに限る。）の新設・改築事業	
街路事業		
市街地再開発事業		事業採択を行う際の箇所単位とする。 ただし、複数箇所の組み合わせも可能とする。
都市・幹線鉄道事業		事業採択を行う際の箇所単位とする。
鉄道防災		事業採択を行う際の箇所単位とする。
林野公共事業		事業採択を行う際の箇所単位とする。
農業農村整備事業		事業採択を行う際の箇所単位とする。
水道施設整備事業		事業採択を行う際の施設単位とする。

別表第2（第3条関係）

検討委員会の委員

委 員	総務局長
	まちづくり政策局長
	財政局長
	経済局長
	都市整備局長
	建設局長
	水道事業管理者
	交通事業管理者
	青葉区長
	宮城野区長
	若林区長
	太白区長
	泉区長

仙台市公共事業再評価監視委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、仙台市公共事業再評価監視委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長の職務)

第2条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員長は、委員会の会議を召集する。

2 委員長は、委員会を召集しようとするときは、委員会の日時、場所及び審議すべき事項を定め、会議を開く日の15日前までに委員に対して文書により通知しなければならない。

3 委員は、会議に出席できないときは、あらかじめその旨を委員長に届け出なければならない。

4 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

5 委員会は、委員長及び委員の過半数の出席がなければ、その会議を開くことができない。

(資料の説明)

第4条 議長は、必要と認めるときは、委員以外の関係者を会議に出席させ、説明を求めることができる。

(会議の公開)

第5条 会議は公開とする。ただし、議長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人の数を制限することができる。

(採決)

第6条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(議事録の作成)

第7条 委員会の事務局は、委員会により定められた2以上の委員が署名捺印した議事録を作成し、保管する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、平成11年 1月13日から実施する。

附 則（平成26年10月29日改正）

この改正は、平成26年10月29日から実施する。

仙台市公共事業再評価監視委員会委員名簿

氏 名	経 歴 等
委 員 いとう りょう 伊藤 亮	東北大学大学院情報科学研究科 准教授 (学識経験者, 都市・地域経済学)
委 員 こうの たつひと 河野 達仁	東北大学大学院情報科学研究科 教授 (学識経験者, 都市・交通経済学)
委 員 しょうじ まき 庄子 真岐	石巻専修大学経営学部経営学科 教授 (学識経験者, 地域計画・観光学)
委 員 すずき こうじ 鈴木 弘二	株式会社鈴木弘人設計事務所 代表取締役 所長 (一級建築士)
委 員 はしもと じゅんこ 橋本 潤子	橋本潤子公認会計士事務所 代表 (公認会計士)
委 員 ふくもと じゅんや 福本 潤也	東北大学大学院情報科学研究科 准教授 (学識経験者, 土木計画学)
委 員 ほんだ なおこ 本田 直子	株式会社本田土地建物 取締役 仙台商工会議所 女性会常任委員 (経済界)
委 員 よしだ だいすけ 吉田 大輔	吉田大輔法律事務所 (弁護士)

(敬称略, 五十音順)

委 嘱 期 間 令和4年1月26日 から 令和6年1月25日 まで

令和 4 年度 仙台市公共事業再評価 対象事業一覧

<対象事業>

事業名	担当局	要綱適用条文※
今市福田線(高江工区)道路事業	建設局	第 2 条第 2 号
青葉山公園整備事業	〃	第 2 条第 3 号
西公園再整備事業	〃	第 2 条第 3 号
海岸公園整備事業	〃	第 2 条第 3 号

※1 仙台市公共事業再評価実施要綱

第 2 条第 2 号:事業着手後 5 年目の年度末まで完了しない事業

第 2 条第 3 号:再評価実施時から 5 年間に経過後の年度末までにおいて未着工又は完了しない事業

令和4年度 公共事業再評価 対象事業位置図

資料1-5

(1) 今市福田線（高江工区）道路事業

(2) 西公園再整備事業

(3) 青葉山公園整備事業

(4) 海岸公園整備事業



資料2-1

(令和4年度第1回 検討・監視委員会)

今市福田線 (高江工区) 道路事業

令和4年度 再評価対象事業リスト (道路事業)

事業名 今市福田線(高江工区)道路事業

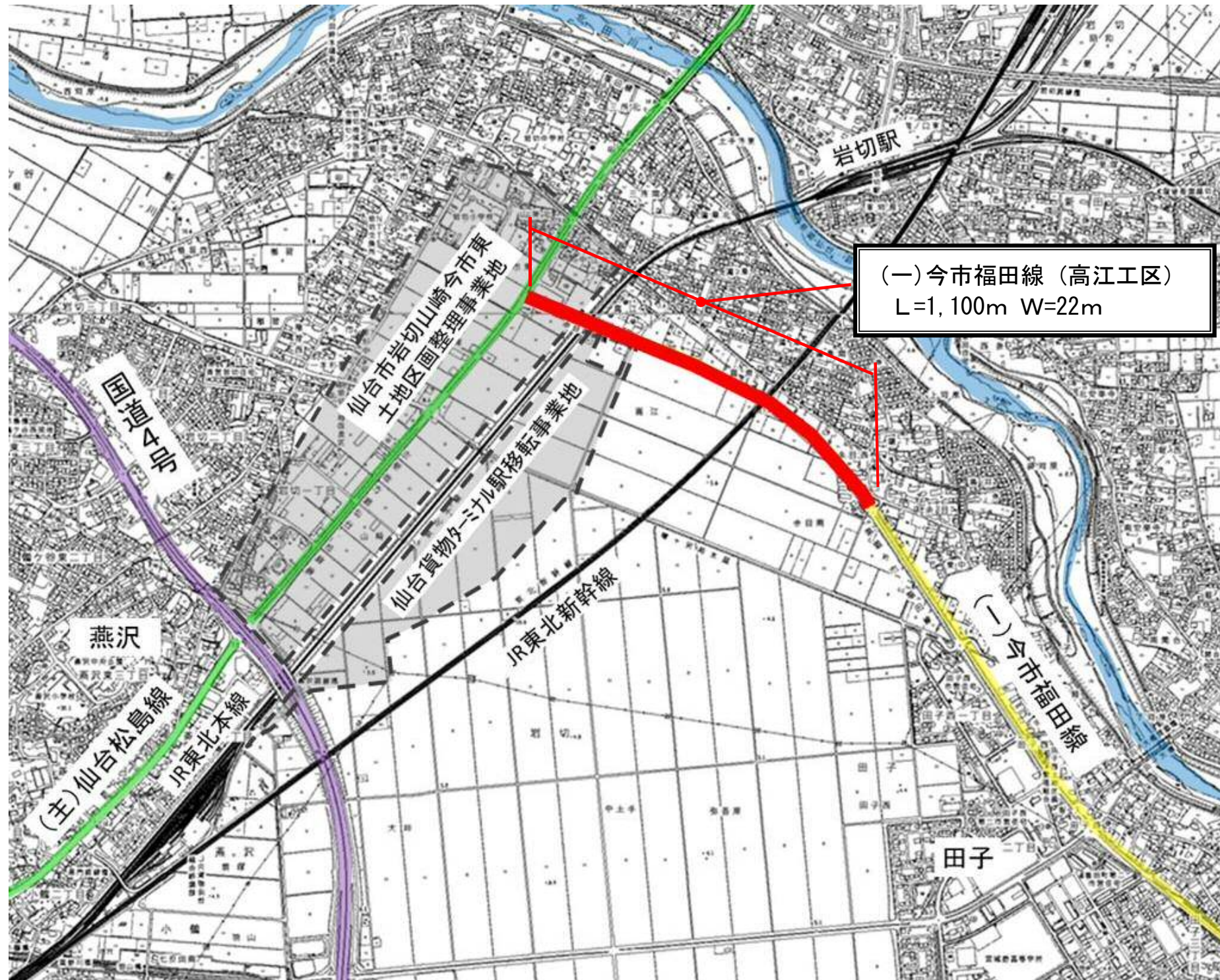
事業の目的・内容	事業の進捗状況				事業を巡る社会・地元情勢の変化	事業の状況及び今後の見通し	費用対効果に係る要因の変化の有無 費用対効果 (B/C)	対応方針 (案)	備考
<p>当該工区は、一般県道今市福田線と主要地方道仙台松島線との交差点を起点に仙台塩釜港方面へ約1.1kmの区間で、仙台松島線と仙台塩釜港を結ぶ重要な路線の一部であるとともに、唯一の2車線区間であることから、仙台松島線との交差点においては慢性的な渋滞が発生している。</p> <p>また、宮城県が進めている宮城県広域防災拠点事業に伴い、仙台貨物ターミナル駅の移転工事が当該工区に隣接して進められている。</p> <p>このようなことから、幹線道路網の整備による慢性的な渋滞の解消を図るとともに、国際拠点港湾となっている仙台塩釜港と新貨物ターミナル駅等とを結ぶアクセス道路として、物流ネットワークの強化を目的に当該工区の4車線化を行うものである。</p>	事業着手年度	H30	R03迄 事業費 (D)	25.1億円	<p>当該地区においては、仙台貨物ターミナル駅移転のほか、仙台市岩切山崎今市東土地区画整理組合による区画整理が進められている。</p> <p>平成30年度から、測量・詳細設計・境界確定を行っており、先行買収により用地が確保されていた工区終点部は令和元年度から、工区起点部については令和2年度からそれぞれ工事に着手している。また、新たに用地取得が必要となった工区中間部については、令和2年度から用地取得に着手している。</p> <p>工事、用地とも概ね順調に進んでおり、用地については令和4年度末、工事については令和5年度中の完了を見込んでいる。</p>	<p>事業全体のB/C B=49.7億円 C=42.4億円 B/C=1.17</p> <p>一年遅れた場合のB/C B=47.8億円 C=42.2億円 B/C=1.13</p> <p>現時点までのB/C B=0.0億円 C=32.5億円 B/C=0.00</p> <p>残事業のB/C B=49.7億円 C=9.9億円 B/C=5.03</p>	事業継続		
	用地買収着手年度	R02	R03迄 用地費 (E)	0.8億円					
	工事着手年度	R01	R03迄 工事費 (F)	24.3億円					
	完了予定年度	R05							
	全体事業費 (A)	39.9億円	全体進捗率 (D/A)	62.9%					
	全体用地費 (B)	1.1億円	用買進捗率 (E/B)	72.7%					
	全体工事費 (C)	38.8億円	工事進捗率 (F/C)	62.6%					
	全体計画	L=1,100m W=22m	供用延長・整備率等	0.0m 34.5%					

今市福田線（高江工区）道路事業概要図

事業名 今市福田線（高江工区）道路事業

(各図の配置は任意)

位置図

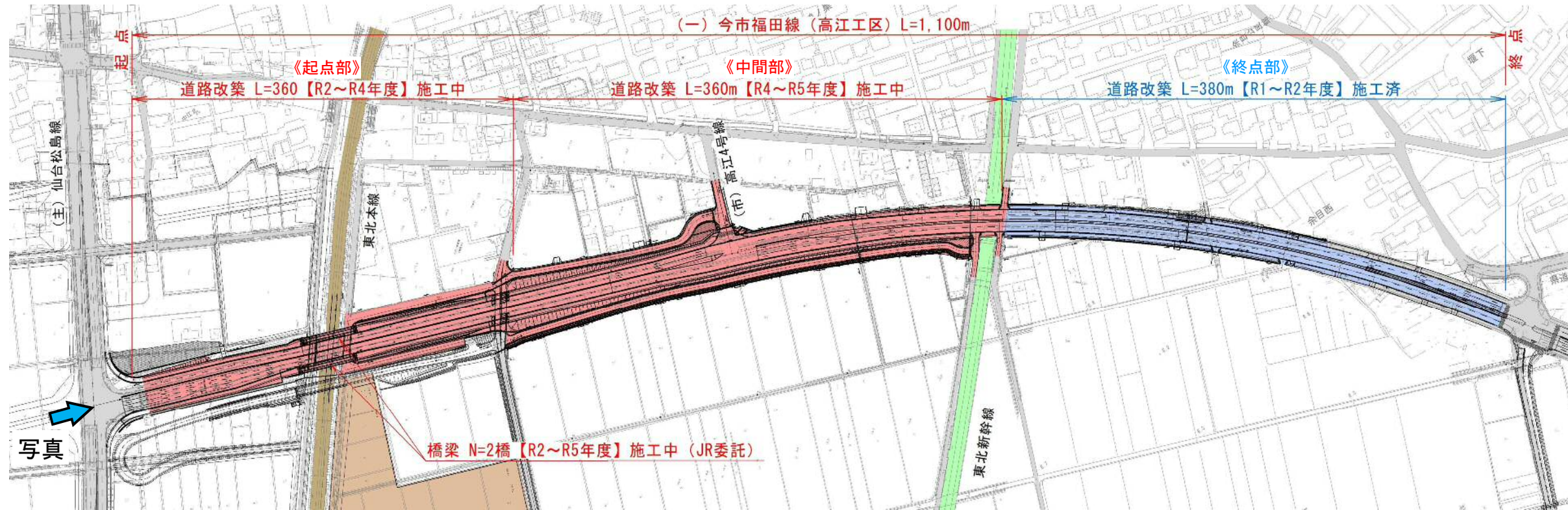


今市福田線 (高江工区) 道路事業概要図

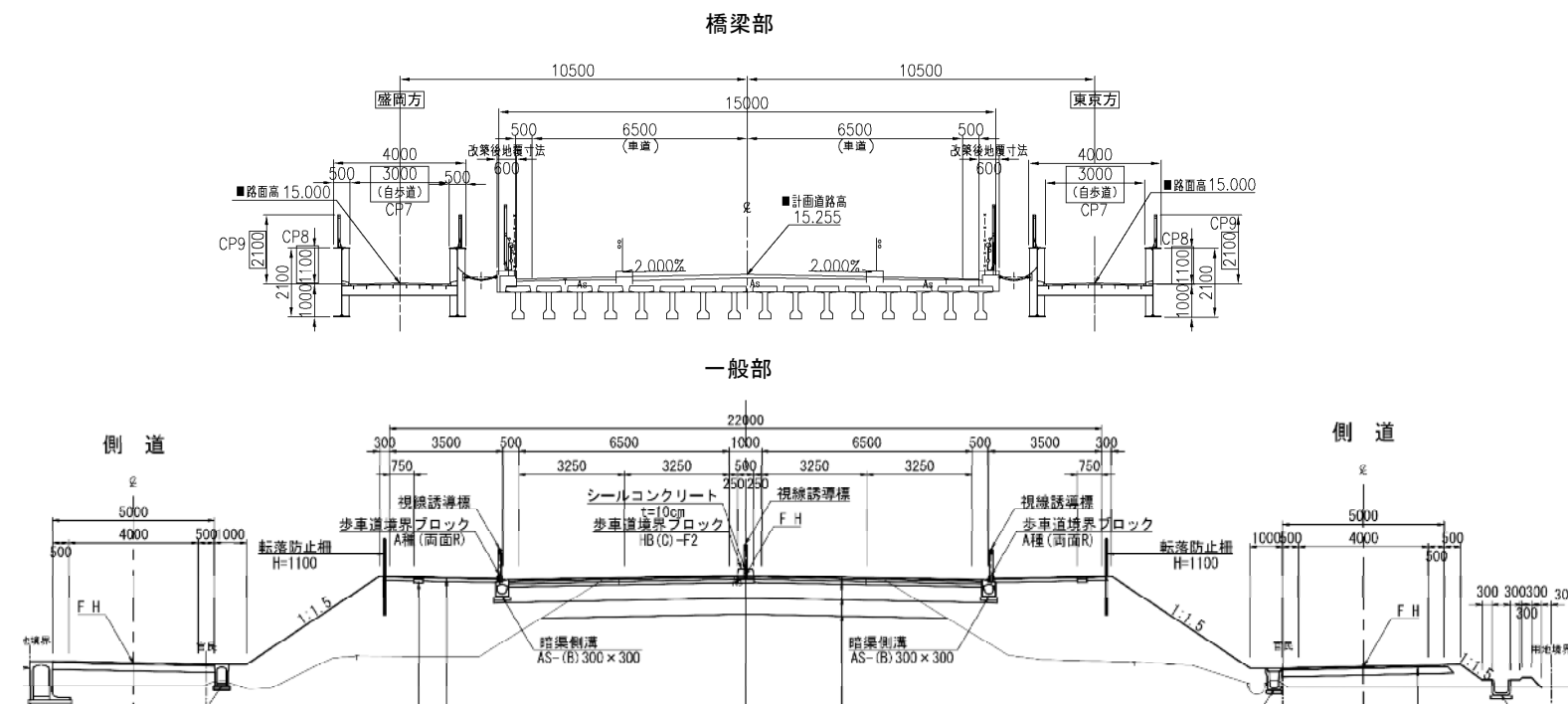
事業名 今市福田線 (高江工区) 道路事業

(各図の配置は任意)

計画概要図



標準横断面図



現在の状況



令和4年度 再評価対象事業の問題点等 (道路事業)

事業名 今市福田線(高江工区)道路事業

これまでの主な事業経過	処 理 済		今 後		そ の 他
	事業の遅延理由(問題点)等	問題解決までの経過	当面の課題(問題点)等	問題への対応及び今後の見通し	
<地元説明会> H30.11:第1回事業説明会 R01.08:第2回事業説明会 R02.01:用地説明会	特になし。		特になし。		

今市福田線（高江工区）道路事業整備状況

事業名 今市福田線（高江工区）道路事業

○ 事業の実績、整備状況について

H30～R02年度 測量・境界確定・詳細設計実施
 R01～R02年度 終点側（L=380m）工事実施
 R02年度～ 用地買収開始
 起点側（L=360m）工事着手
 R03年度～ 橋梁部（L=41m 2橋）工事着手
 R04年度～ 中間部（L=360m）工事着手

用地取得状況（R04.3月まで）

- ・計画取得面積 4,836.83m²
- ・取得面積 3,831.13m²
- ・未取得面積 1,005.70m²
- ・用地取得進捗率 79.2%

○ 費用対効果算定根拠及び1年遅れた場合の便益の差について

・費用便益分析マニュアル（令和4年2月 国土交通省 道路局 都市局）により算出している。

便益の差 1.9億円

詳細は別紙のとおり

○ 整備スケジュールについて（明確なスケジュールを明記）

	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
測量・設計	■	■	■			
用地			■	■	■	
道路工事		■	■	■	■	
橋梁工事				■	■	■

事業に及ぼした影響とその対応（道路事業）

事業名 今市福田線（高江工区）道路事業

事業進捗(スケジュール)や事業費への影響の内容	影響を及ぼす要因の発生状況	影響(経緯)及びその度合	対 応	知 見 等	そ の 他
当該工区については順調に進んでおり、現時点で事業に及ぼした影響は特にない。					

道路整備の費用便益分析について

1. 費用便益分析の概要

(1) 費用便益分析の基本的な考え方

- 費用便益分析は、ある年次を基準年とし、道路整備が行われる場合と、行われない場合のそれぞれについて、一定期間の便益額、費用額を算定し、道路整備に伴う費用の増分と、便益の増分を比較することにより分析、評価を行うものである。
- 道路の整備に伴う効果としては、渋滞の緩和や交通事故の減少の他、走行快適性の向上、沿道環境の改善、災害時の代替路確保、交流機会の拡大、新規立地に伴う生産増加や雇用・所得の増大等、多岐多様に渡る効果が存在する。
- それらの効果のうち、現時点における知見により、十分な精度で計測が可能でかつ金銭表現が可能である、「走行時間短縮」、「走行経費減少」、「交通事故減少」の項目について、道路投資の評価手法として定着している社会的余剰を計測することにより便益を算出する。

(2) 費用及び便益算出の前提・基礎諸元

費用便益分析にあたっては、算出した各年次の便益、費用の値を割引率を用いて現在価値に換算して分析する。

費用便益分析にあたり、

1. 現在価値算出のための社会的割引率：4%
2. 基準年次：評価時点
3. 検討年数：50年

の数値を用いて計算を行うものとする。検討年数は、道路施設の耐用年数等を考慮し、50年としている。

なお、便益の算定は以下の数値を用いて計算を行うものとする。

- ・交通量：12,325台（整備前 R3 交通量）⇒13,113台（整備後 第5回PT 推計交通量）
- ・走行速度：25km/h（整備前）⇒40km/h（整備後）
- ・走行時間：2.64分（整備前）⇒1.65分（整備後）
- ・道路区分：その他市街地 2車線（整備前）⇒その他市街地 4車線 中央帯有（整備後）

2. 便益の算定

(1) 「走行時間短縮便益」の計測

走行時間短縮便益は、道路の整備・改良が行われない場合の総走行時間費用から、道路の整備・改良が行われる場合の総走行時間費用を減じた差として算定する。総走行時間費用は、各トリップのリンク別車種別の走行時間に時間価値原単位を乗じた値をトリップ全体で集計したものである。

(2) 「走行経費減少便益」の計測

走行経費減少便益は、道路の整備・改良が行われない場合の走行経費から、道路の整備・改良が行われる場合の走行経費を減じた差として算定する。

なお、走行経費減少便益は、走行条件が改善されることによる費用の低下のうち、走行時間に含まれない項目を対象としている。具体的には、燃料費、油脂（オイル）費、タイヤ・チューブ費、車両整備（維持・修繕）費、車両償却費等の項目について走行距離単位当たりで計測した原単位（円/台・km）を用いて算定する。

(3) 「交通事故減少便益」の計測

交通事故減少便益は、道路の整備・改良が行われない場合の交通事故による社会的損失から、道路の整備・改良が行われる場合の交通事故による社会的損失を減じた差として算定する。

道路の整備・改良が行われない場合の総事故損失および道路の整備・改良が行われる場合の総事故損失は、事故率を基準とした算定式を用いてリンク別の交通事故の社会的損失を算定し、これを全対象リンクで集計する。交通事故の社会的損失は、運転者、同乗者、歩行者に関する人的損害額、交通事故により損壊を受ける車両や構築物に関する物的損害額及び、事故渋滞による損失額から算定している。

(4) 便益の算定

(1) から (3) までの各便益の算定結果をもとに、当該道路整備・改良全体の便益を算定する。

① 検討期間全体の便益の設定

整備路線の供用開始年を起算点として、1. で設定した検討期間（50年間）にわたり、各年次毎の便益の値を算定する。

② 便益の現在価値の算定

①で設定した検討期間中の各便益を、1. で設定した割引率を用いて基準年次における現在価値に割り引いて算定する。

③ 便益額の合計

②で算出された各便益の現在価値額を合計した額が便益合計額となる。

3. 費用の算定

(1) 費用算定の考え方

費用便益分析において、費用としては、道路整備に要する事業費（用地費を含む）及び、維持管理に要する費用があげられる。消費税相当額は費用から控除して算定する。

厳密には、便益算定時に対象となる全路線において、当該道路整備が行われる場合と、行われない場合のそれぞれについて、道路整備に要する事業費及び維持管理に要する費用の合計を算出し、その差を費用として計上するべきであるが、算出が困難な場合、当該道路整備に要する事業費及び、当該道路の供用後に必要となる維持管理に要する費用のみの計上でよい。

(2) 道路整備に要する事業費

道路整備に要する事業費は、工事費、用地費、補償費、間接経費等を対象とし、その設定については、次のように考える。

① 評価の時点で、事業費、事業期間及び、事業費の配分がほぼ確定しているものについては、それらを用い設定する。

② 評価の時点で、概算事業費しかない場合は、これまでの類似事業を参考に事業期間で事業費の配分を設定する。

概略検討フロー

(3) 道路維持管理に要する費用

道路維持管理に要する費用は、橋梁、トンネル等の道路構造物の点検・補修にかかる費用、巡回・清掃にかかる費用、除雪等にかかる費用等（間接経費を含む）を対象とする。その設定については、既存の路線での実績を参考に、車線数、交通量、構造物比率や雪氷対策の必要性等を考慮して、設定する。

(4) 総費用の現在価値の算定

事業費、維持管理費について、当該道路の整備・改良が行われる場合の費用から、当該道路の整備・改良が行われない場合の費用を減じた差を、1. で設定した検討期間（50年間）にわたり、各年次毎に算定し、基準年次における現在価値を算定する。事業費は事業期間での設定となり、維持管理費は、当該道路の供用開始年次より検討期間（50年間）の各年次における設定となる。また、事業費のうち用地費など、検討期間後の残存価値については、現在価値化したのち控除してもよい。

4. 費用便益分析の実施

(1) 分析結果のとりまとめ

費用便益分析は、次のCBR（B/C）により行う。

○社会費用便益比（CBR（B/C））

$$\text{CBR (B/C)} = (\text{プロジェクト便益の現在価値}) \div (\text{プロジェクト費用の現在価値})$$

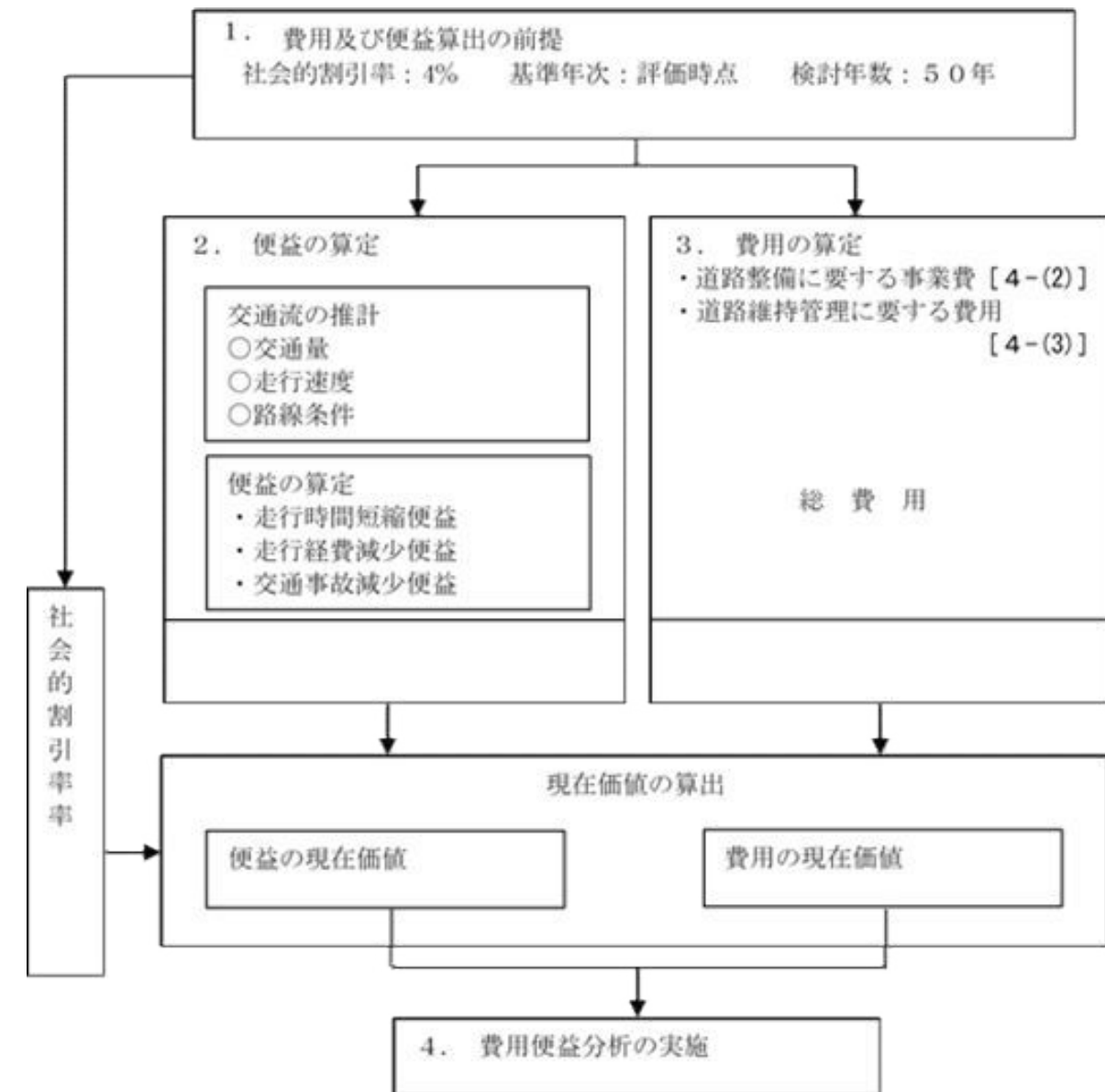
$$\text{プロジェクト便益} = \text{走行時間短縮便益} + \text{走行経費減少便益} + \text{交通事故減少便益}$$

$$\text{プロジェクト費用} = \text{事業費} + \text{維持管理費}$$

(2) 再評価における費用便益分析

再評価に際して行う費用便益分析は、原則として、「事業全体の投資効率性」と「残事業の投資効率性」の両者による評価を実施する。

「残事業の投資効率性」の評価にあたっては、再評価地点までに発生した既投資分のコストや既発現便益を考慮せず、事業を継続した場合に追加的に必要となる事業費と追加的に発生する便益のみを対象として算出する。



青葉山公園整備事業

令和4年度 再評価対象事業リスト（都市公園等事業）

事業名 青葉山公園整備事業

事業の目的・内容	事業の進捗状況				事業を巡る社会・地元情勢の変化	事業の状況及び今後の見通し	費用対効果に係る要因 の変化の有無 費用対効果（B/C）	対応方針 (案)	備考
	全体		H18年度						
<p>公園種別：総合公園 整備面積：42.1ha</p> <p>〈事業の目的〉 青葉山公園は、仙台の礎である仙台北城跡を含む青葉山と広瀬川に囲まれた区域について、藩政時代からの歴史的・文化的資源や優れた自然景観を生かしながら、市民や訪れた人が親しむことのできる杜の都のシンボルとなる公園として整備する。</p> <p>計画テーマ（将来像） 《仙台の誇りを育み 心に染み入る歴史と自然の景域づくり》</p> <p>〈整備の内容〉 1) 国史跡指定地区 [歴史・文化ゾーン] ・本丸広場 ・登城路 ・長沼, 五色沼 ・復元堀 ・二の丸跡</p> <p>2) 追廻地区 [いこい・にぎわいゾーン] ・(仮称)公園センター ・中央広場 ・桜の小径 [自然散策ゾーン] ・自然散策広場 ・自然学習施設 ・自然散策路 ・親水空間</p> <p>3) 国際センター地区 [交流ゾーン] ・エントランス広場 ・交流広場 ・桜の小径</p>	事業着手年度	H9	H19迄 事業費 (D)	124.8	<p>大規模な工事となった本丸跡北面石垣の修復工事は平成9年度に着手し、平成16年3月に完成した。平成15年8月に事業区域の過半が「仙台北城跡」として国史跡指定を受けた。平成17年8月に地下鉄東西線が都市計画決定され、本事業区域に近接して(仮称)国際センター駅が設置されることとなった。追廻地区移転補償の契約率が、借地期限の平成18年9月30日で97.9%となった。</p> <p>平成21年7月に「東西線沿線まちづくりの基本方針」が策定され、平成24年1月には「(仮称)国際センター駅周辺整備に関する懇話会」における議論を踏まえ、「地下鉄東西線(仮称)国際センター周辺整備の基本的方向性」がとりまとめられた。平成23年3月に発生した東日本大震災において崖地や広場舗装の一部が被災し、災害復旧工事実施により対策を講じた。なお、平成16年に修復完成した北面石垣は堅牢を保った。平成23年5月、新田住宅への追廻住民の集団移転が完了し、現在、居住者7区画を残すのみである。</p> <p>平成25年3月、県スポーツセンター跡地への展示施設の整備計画を盛り込むなど青葉山公園整備基本計画の改定を行い、事業認可の変更(第4回)を行った。平成27年3月国際センター展示棟が完成し、同年12月には地下鉄東西線が開業した。近年、国連防災世界会議やG7財務大臣・中央銀行総裁会議など国際規模のコンベンションの開催で「SEND AI・TOUHOKU」の国際的認知度の向上や、「政宗が育んだ“伊達”な文化」の日本遺産の登録により歴史・文化的価値が再確認されるなど、観光・コンベンションをはじめとする広域的な集客・交流機能や市民の創造的活動の拠点エリアとして情報を内外へ発信する「杜の都のシンボル」となる公園整備が求められている。</p> <p>新田住宅への集団移転後、残留した7区画の居住者は任意交渉による移転が進み、現在の移転未了は2区画となっている。</p>	<p>国史跡指定を受け、教育局は平成17年3月に史跡の保存と整備に関する「仙台北城跡整備基本計画」を策定した。上記と整合を図るため、平成16年6月に「青葉山公園整備基本計画検討委員会」を設けて検討を行い、平成17年8月に市長への報告が行われた。今後は、庁内の関係各課で調整を行い、「歴史・文化ゾーン」については発掘調査の成果と「仙台北城跡整備基本計画」に基づいた整備を進め「水と緑のゾーン」については、追廻地区の移転状況などを勘案しながら整備に努める方針である。</p> <p>[追廻地区移転補償契約状況] H18.9.30現在 584区画 全対象区画 598区画 契約率 97.7%</p>	<p>事業の効果 B:706.7億円 C:263.3億円 B/C=2.68</p> <p>残事業の効果 B:331.2億円 C:107.9億円 B/C=3.07</p>	事業継続	
	全体事業費 (A)	237.0	全体進捗率 (D/A)	52.7					
	全体用地費 (B)	127.5	用買進捗率 (E/B)	57.1					
	全体工事費 (C)	109.5	工事進捗率 (F/C)	47.5					
	全体計画	34.6ha	供用延長・整備率等						
	全体 (変更後)		H24年度						
	事業着手年度	H9	H24迄 事業費 (D)	151.9					
	用地買収着手年度	H9	H24迄 用地費 (E)	92.6					
	工事着手年度	H9	H24迄 工事費 (F)	59.3					
	完了予定年度	H28							
	全体事業費 (A)	219	全体進捗率 (D/A)	69.3					
	全体用地費 (B)	109.1	用買進捗率 (E/B)	84.8					
	全体工事費 (C)	109.9	工事進捗率 (F/C)	54.3					
	全体計画	42.1ha	供用延長・整備率等						
全体 (変更後)		H29年度							
事業着手年度	H9	H29迄 事業費 (D)	177.5						
用地買収着手年度	H9	H29迄 用地費 (E)	108.4						
工事着手年度	H9	H29迄 工事費 (F)	69.1						
完了予定年度	H38								
全体事業費 (A)	218	全体進捗率 (D/A)	81.4%						
全体用地費 (B)	108.8	用買進捗率 (E/B)	99.6%						
全体工事費 (C)	109.2	工事進捗率 (F/C)	63.3%						
全体計画	42.1ha	供用延長・整備率等							
全体 (変更後)		H29年度							
事業着手年度	H9	H29迄 事業費 (D)	177.5						
用地買収着手年度	H9	H29迄 用地費 (E)	108.4						
工事着手年度	H9	H29迄 工事費 (F)	69.1						
完了予定年度	H38								
全体事業費 (A)	218	全体進捗率 (D/A)	81.4%						
全体用地費 (B)	108.8	用買進捗率 (E/B)	99.6%						
全体工事費 (C)	109.2	工事進捗率 (F/C)	63.3%						
全体計画	42.1ha	供用延長・整備率等							

令和4年度 再評価対象事業リスト（都市公園等事業）

事業名 青葉山公園整備事業

事業の目的・内容	事業の進捗状況				事業を巡る社会・地元情勢の変化	事業の状況及び今後の見通し	費用対効果に係る要因 の変化の有無 費用対効果（B/C）	対応方針 (案)	備考
	全 体	R4年度							
<p>公園種別：総合公園 整備面積：42.1ha</p> <p>〈事業の目的〉 青葉山公園は、仙台の礎である仙台北城跡を含む青葉山と広瀬川に囲まれた区域について、藩政時代からの歴史的・文化的資源や優れた自然景観を生かしながら、市民や訪れた人が親しむことのできる杜の都のシンボルとなる公園として整備する。</p> <p>計画テーマ（将来像） 《仙台の誇りを育み 心に染み入る歴史と自然の景域づくり》</p> <p>〈整備の内容〉 1) 国史跡指定地区 [歴史・文化ゾーン] ・本丸広場 ・登城路 ・長沼, 五色沼 ・復元堀 ・二の丸跡</p> <p>2) 追廻地区 [いこい・にぎわいゾーン] ・仙臺緑彩館（旧（仮称）公園センター） ・中央広場 ・桜の小径 [自然散策ゾーン] ・自然散策広場 ・自然学習施設 ・自然散策路 ・親水空間</p> <p>3) 国際センター地区 [交流ゾーン] ・エントランス広場 ・交流広場 ・桜の小径</p>	事業着手年度	H9	R4迄 事業費（D）	億円 204.7	<p>青葉山エリアにおいて、令和4年1月にはせんだい青葉山交流広場に新音楽ホールの建設が決定したほか、令和5年度には青葉山公園追廻地区をメイン会場とした全国都市緑化仙台フェアが開催される。</p> <p>青葉山エリアの社会情勢が大きく変化中、青葉山公園に求められる機能・果たすべき役割も非常に重要となっており、周辺施設と連携を深めながら杜の都のシンボルとなる公園として整備が求められている。</p> <p>追廻地区の移転未了は1区画となっているが、令和4年度内に移転完了の見込みである。</p>	<p>現在、追廻地区の整備を進めており、令和5年4月より開園予定である。また、開園に合わせて青葉山公園の一部（追廻地区、竜ノ口地区）において指定管理者による管理が始まる予定である。開園後は、追廻地区をメイン会場とした全国都市緑化仙台フェアが開催される。今後は、国史跡指定地区である中島池等の未整備箇所について庁内関係課の動向をふまえながら整備を行っていく。</p> <p>〔追廻地区移転補償契約状況〕 R4.8.11現在 598区画 契約率 100%</p>	<p>事業の効果 B：3,288.3億円 C：523.6億円 B/C=6.28</p> <p>一年遅れた場合の事業効果 B：3,274.2億円 C：523.6億円 B/C=6.25</p> <p>R4年度までの効果 B: 2,200.8億円 C：475.3億円 B/C=4.63</p> <p>来年度からの効果 B: 1,087.49億円 C：48.25億円 B/C=22.5</p>	事業継続	※29年度再々々評価実施
	用地買収着手年度	H9	R4迄 用地費（E）	億円 108.8					
	工事着手年度	H9	R4迄 工事費（F）	億円 95.9					
	完了予定年度	R8							
	全体事業費（A）	億円 218.1	全体進捗率（D/A）	93.9%					
	全体用地費（B）	億円 108.8	用買進捗率（E/B）	100.0%					
	全体工事費（C）	億円 109.3	工事進捗率（F/C）	87.7%					
	全体計画	42.1ha	供用延長・整備率等	32.6 77.4%					

青葉山公園整備事業業概要図

事業名 青葉山公園整備事業

(各図の配置は任意)

位置図



現況航空写真

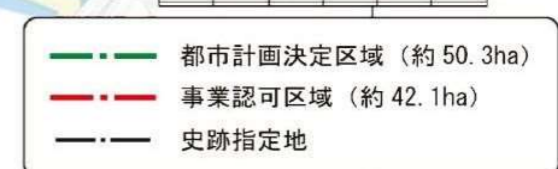
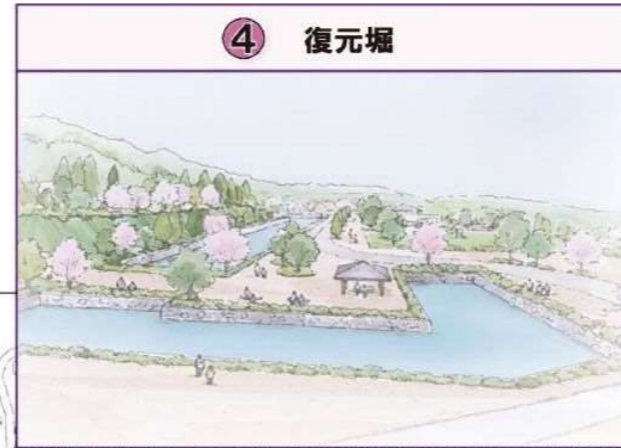
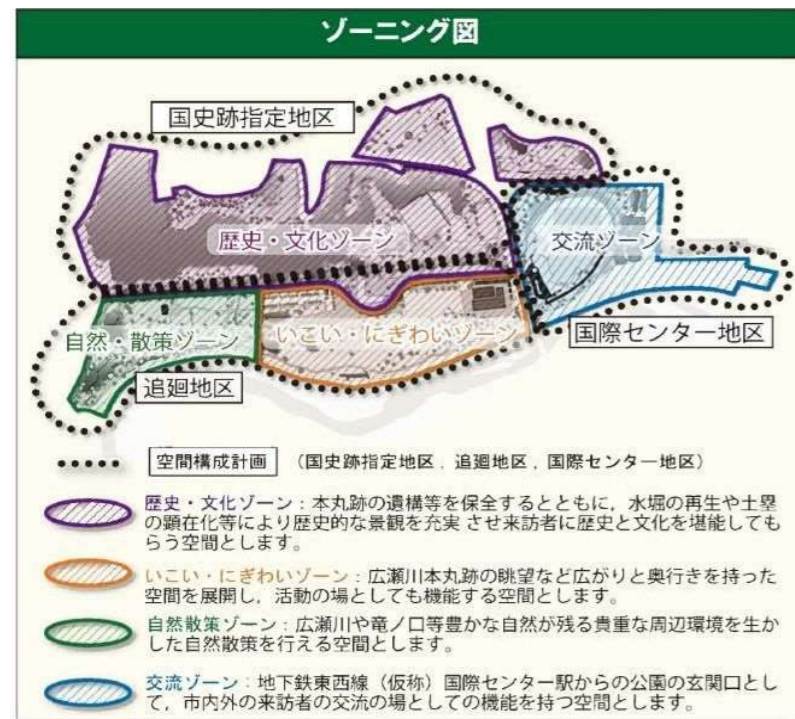


青葉山公園整備事業概要図

事業名 青葉山公園整備事業

(各図の配置は任意)

計画概要図

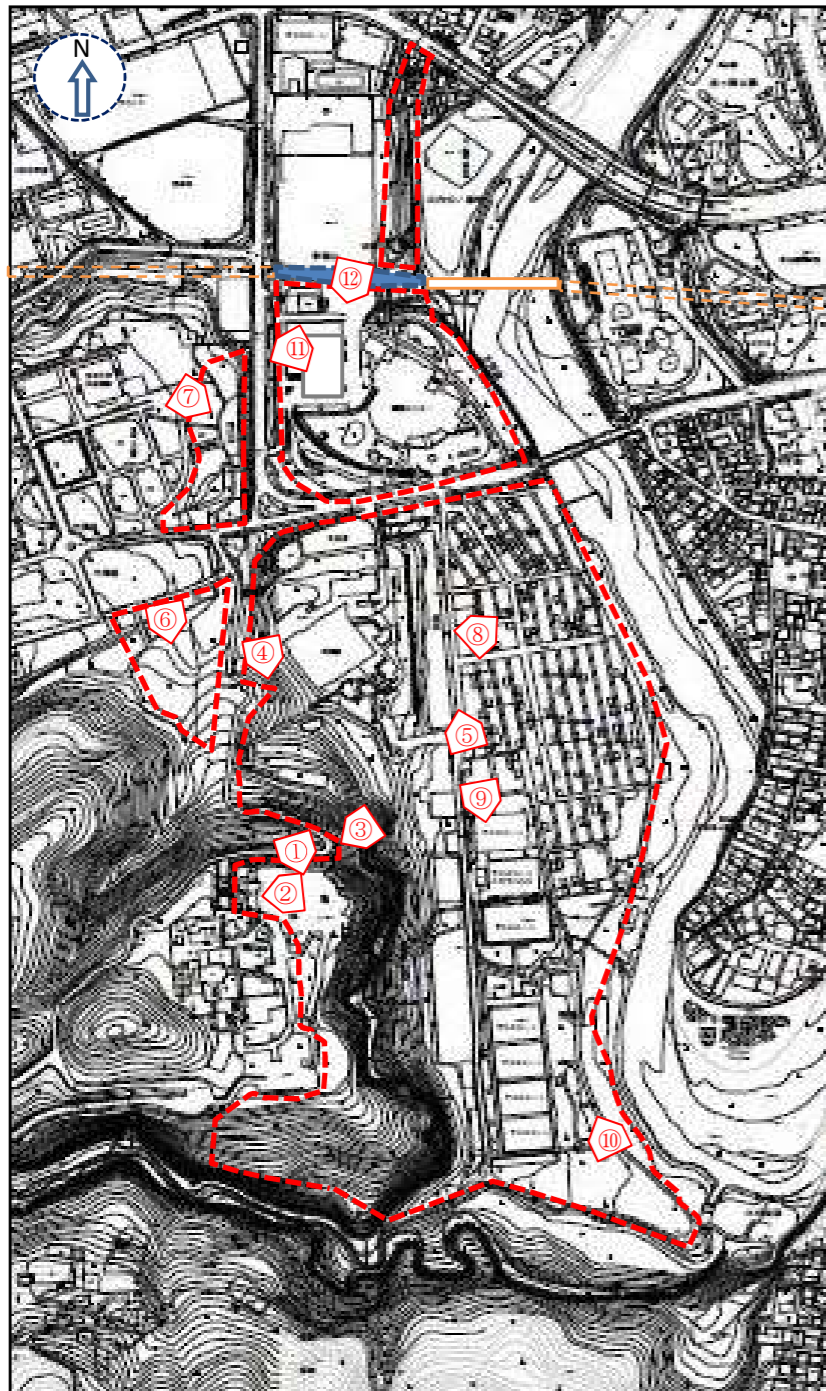


青葉山公園整備事業概要図

事業名 青葉山公園整備事業

(各図の配置は任意)

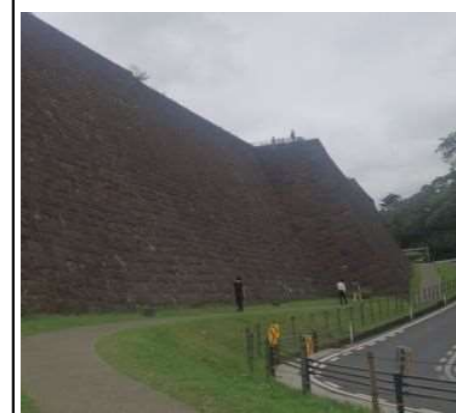
現在の状況



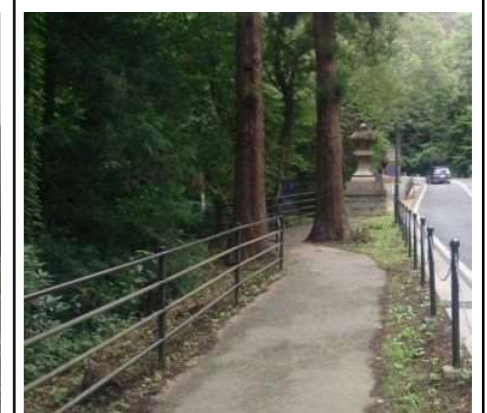
①本丸広場 (一部済)



②仙台城見聞館 (済)



③北壁石垣 (済)



④登城路 (済)



⑤長沼 (済)



⑥中島池



⑦二の丸跡 (済)



⑧追廻地区
(仮称) 公園センター地区



⑨自然散策広場予定地
(現テニスコート)



⑩竜ノ口地区



⑪国際センター駅前広場
(済)



⑫仙台国際センター展示棟
(済)

令和4年度 再評価対象事業の問題点等（都市公園等事業）

事業名 青葉山公園整備事業

これまでの主な事業経過	事業の遅延理由（問題点）等	問題解決までの経過	当面の課題（問題点）等	問題への対応及び今後の見通し	その他	
	処 理 済	平成18年度	今 後	平成18年度		
S21. 11. 11 都市計画決定 名称仙台総合運動場 S28. 4. 1 公園開園 面積12.4ha S30. 11. 10 都市計画変更(第1回) 名称変更「青葉山公園」 S47目 10 追廻移転補償開始 面積 34.6ha 期間 H9 H18 事業費 246.5億円 H10. 3. 19 石垣修復工事着工 H16. 3. 30 石垣修復工事完成 H17. 8. 10 都市計画変更(第8回) 地下鉄関連区域変更 面積 50.3ha H18. 3. 25 仙台城見開館開館 H18. 7. 14 本丸跡広場整備工事完成 H19. 3. 23 事業認可変更(第1回) 事業期間変更(H9～H28) H20. 10. 1 0 騎馬像周辺国道・照明灯整備工事完成 H22. 5. 21 登減路整備工事完成 H23. 3. 11 事業認可変更(第2回) 史跡等関連変更 H23. 5. 31 集団移転完了 H24. 3. 30 事業認可変更(第3回) 区域変更(面積42.1 ha) H24. 6. 18 追廻地区文化財調査開始 H24年度 追廻地区引渡し1区画完了(残6区画) H25. 3. 22 事業認可変更(第4回) 国際センター展示施設の整備 H25. 3. 31 青葉山公園整備基本計画の改定 H26年度 追廻地区引渡し1区画完了(残5区画) H27年度 追廻地区引渡し2区画完了(残3区画) H28. 3. 31 国際センター地区整備完了 H28. 3. 31 追廻地区文化財調査完了 H28. 3. 31 公園センター基本計画策定 H28. 12. 6 青葉山公園(仮称)公園センターの整備に関する懇話会の意見が市長へ報告 H29. 2. 28 二の丸跡・五色沼・長沼整備工事着工 H29. 3. 17 事業認可変更(第5回) 事業期間変更(H9～H38) H29. 3. 31 本丸跡南側トイレ完成 H29. 4. 17 青葉山公園(仮称)公園センター基本計画策定 H29. 7. 7 青葉山公園(仮称)公園センター基本設計の設計者選定のための公募型プロポーザル開始 H29年度 追廻地区引渡し1区画完了(残2区画)	公園予定地である追廻地区について移転について、権利者との交渉が膠着状態となった。 国史跡指定などによる整備環境の変化により、公園整備計画の見直しが必要となった。	平成15年7月に町内会と仙台市で「まちづくり共同研究会」を設け、これまで協議を続けてきた。この中で地域コミュニティの確保などについて要望が出された。 都市計画や造園などの各分野の専門家と市民代表などによる「青葉山公園整備基本計画検討委員会」を設けて検討を行った。平成17年8月に委員会から市長に報告書が提出され、本事業に関係する庁内各課との協議を行っている。	地域コミュニティが継続された生活の確保についての要望があったことや、国と住民との借地期限が平成18年9月末日であったことなどから、集団移転等の方法も提案してきた。 今後は土地利用計画や建築計画等の具体的内容を取りまとめる必要がある。また、未契約者の合意を得られるように努める必要がある。 史跡地内の公園整備については、平成17年3月に策定された文化財課所管の「仙台城跡整備基本計画」と整合を取りながら実施していく必要があり、文化財的価値に留意した遺構を損傷しない整備が必要である。そのための発掘調査が開始されたばかりであることから整備に時間を要する。	まちづくり共同研究会を通じて、積極的に話し合いを行っていく。 未契約者の方々に対しては、今後も誠意をもって交渉し、ご理解いただけるよう努めていく。 借地期限の9月30日までに全区画数598区画の内584区画についての契約を終えている。(契約率97.7%) 見直しを行っている「青葉山公園整備基本計画」の策定を早期に完了し、事業内容を確定した後に実施についての詳細な調整を行う予定である。調査を含めた両計画の整合を図るため、平成17年12月に「青葉山公園に係る仙台城跡整備委員会」を設け、調査の結果等を踏まえた整備を進めることとしている。	その他	
		公園予定地である追廻地区について、移転が完了していない。 国史跡指定等による整備環境の変化による公園整備計画の見直しに加え、地下鉄東西線(仮称)国際センター駅周辺整備の基本的方向性の取りまとめが平成24年1月に報告されたことにより、エリア全体の整備促進を図るため県スポーツセンター跡地を含む国際センター地区等の事業認可区域への編入が必要となった。	「まちづくり共同研究会」において協議を重ね、地域コミュニティの確保などについての要望を踏まえて建設された新田住宅に平成23年5月集団移転完了するに至った。 「青葉山公園整備基本計画検討委員会」報告書を踏まえて史跡と整合を図った計画の見直しを行い、平成23年3月事業認可の変更(第2回)を行った。加えて、国際センター地区、二の丸跡を編入した事業計画の改定を行い平成24年3月事業認可変更(第3回)で区域の変更を行った。	新田住宅集団移転完了後の追廻地区において、平成24年6月末時点7区画の未契約が存在する。 平成27年度東西線開業に併せ、国際センター地区の公園整備を完了させるべく、事業スケジュールの設定を行っている。	全区画数598区画のうち591区画についての契約を終えている(契約率98.8%)。今後は(仮称)公園センター等、移転完了地の整備を進めながら、未契約者の方々に対しては事業の公共性をご理解頂けるよう努めて交渉継続していく。 開業スケジュールとも照らし合わせながら、整備における優先順位の検討など柔軟に対応していく。	その他
		新田住宅への集団移転後、残る7区画の居住者との移転交渉が難航し、公園予定地である追廻地区について、移転が完了していない。 国史跡指定地区や埋蔵文化財包蔵地内の公園整備は、事前の発掘調査や施設整備に制約が課せられ、これらの要因により事業スケジュールの見直しが必要となった。	新田住宅へ合理的スムーズに入居できるよう、移転対象者の状況に配慮しながら移転交渉を進め、5区画の移転が完了した。 施設整備の設計者選定スケジュールを含めた事業計画の見直しを行い、平成29年3月、さらに10年間、期間を延長する事業認可変更を行った。	平成29年8月末時点、移転交渉が進まず、2区画の移転が未了である。 国史跡指定されている五色沼・長沼、二ノ丸跡などの整備は、平成29年度内に完了できるよう、事業スケジュールの設定を行っているが、国史跡指定区域内の工事であるので文化財保護等の対応を求められる場合がある。 (仮称)公園センター地区を含む今後の整備においては、設計プロセスをオープンにし市民理解を得るなど公園マネジメント方針に沿った整備計画を進める必要がある。	全区画数598区画のうち596区画について契約が済んでおり(契約率99.6%)、今後は(仮称)公園センター等、移転が済んだ箇所の整備を進めながら、事業の公共性・必要性についてご理解頂けるよう交渉を継続し、同時に、事業推進に必要な選択肢として法的手続きを検討する。 事業完了年度を平成38年度まで10年間延長した事により、整備における優先順位の検討など柔軟に対応していく。 (仮称)公園センター等の設計者選定について、プロポーザル方式を採用し、設計業務の中で、公園マネジメント方針を反映した提案を求め、検討することとしている。	その他

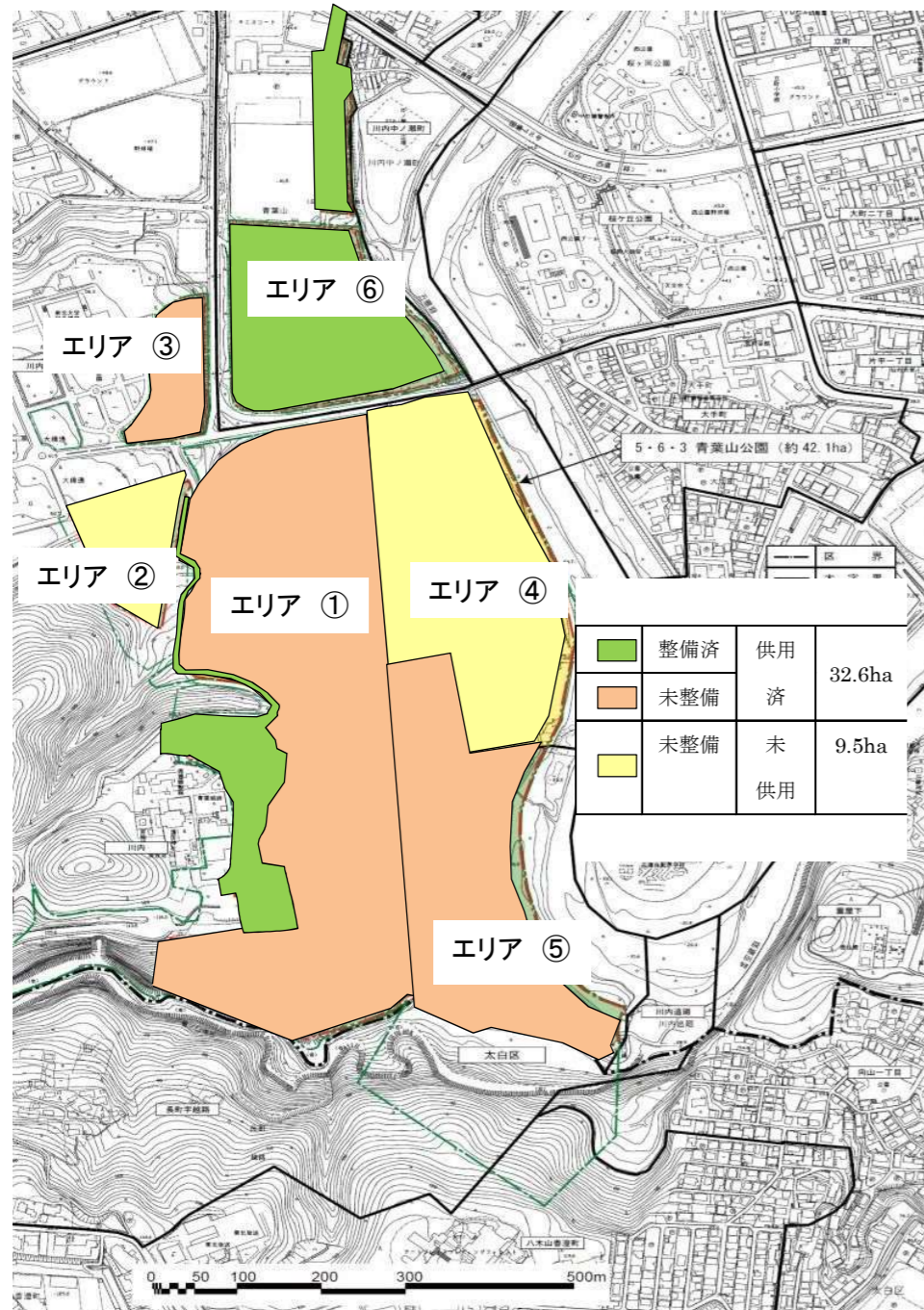
令和4年度 再評価対象事業の問題点等（都市公園等事業）

事業名 青葉山公園整備事業

これまでの主な事業経過	事業の遅延理由（問題点）等	問題解決までの経過	当面の課題（問題点）等	問題への対応及び今後の見通し	そ の 他	
	令和4年度		令和4年度			
S21.11.11 都市計画決定 名称仙台総合運動場 S28.4.1 公園開園 面積12.4ha S30.11.10 都市計画変更(第1回) 名称変更「青葉山公園」 S47目 10 追廻移転補償開始 面積 34.6ha 期間 H9 H18 事業費 246.5億円 H10.3.19 石垣修復工事着工 H16.3.30 石垣修復工事完成 H17.8.10 都市計画変更(第8回) 地下鉄関連区域変更 面積 50.3ha H18.3.25 仙台城見開館開館 H18.7.14 本丸跡広場整備工事完成 H19.3.23 事業認可変更(第1回) 事業期間変更(H9~H28) H20.10.10 騎馬像周辺国道・照明灯整備工事完成 H22.5.21 登減路整備工事完成 H23.3.11 事業認可変更(第2回) 史跡等関連変更 H23.5.31 集団移転完了 H24.3.30 事業認可変更(第3回) 区域変更(面積42.1ha) H24.6.18 追廻地区文化財調査開始 H24年度 追廻地区引渡し1区画完了(残6区画) H25.3.22 事業認可変更(第4回) 国際センター展示施設の整備 H25.3.31 青葉山公園整備基本計画の改定 H26年度 追廻地区引渡し1区画完了(残5区画) H27年度 追廻地区引渡し2区画完了(残3区画) H28.3.31 国際センター地区整備完了 H28.3.31 追廻地区文化財調査完了 H28.3.31 公園センター基本計画策定 H28.12.6 青葉山公園(仮称)公園センターの整備に関する懇話会の意見が市長へ報告 H29.2.28 二の丸跡・五色沼・長沼整備工事着工 H29.3.17 事業認可変更(第5回) 事業期間変更(H9~H38) H29.3.31 本丸跡南側トイレ完成 H29.4.17 青葉山公園(仮称)公園センター基本計画策定 H29.7.7 青葉山公園(仮称)公園センタ等基本設計の設計者選定のための公募型プロポーザル開始 H29.10.2 上記プロポーザルによる受託候補者決定 H29年度 追廻地区引渡し1区画完了(残2区画) (仮称)公園センター設計開始 追廻地区工事着工 H30.3.30 二の丸跡・五色沼・長沼整備工事完成 R元年度 追廻地区引渡し1区画完了(残1区画) R2.10.8 (仮称)公園センター新築工事着工 R3.12 (仮称)公園センターの名称が仙臺緑彩館に決定 R4.3.17 仙臺緑彩館新築工事完成 R4.4 青葉山公園の一部(追廻地区、竜ノ口地区)指定管理者募集開始	公園予定地である追廻地区について、移転が完了しておらず、国と住所との間で土地及び建物明け渡しに関する訴訟が行われている。(令和4年9月時点) 埋蔵文化財包蔵地内の公園整備は、事前の発掘調査や施設整備に制約が課せられ、これらの要因により事業スケジュールの見直しが必要となった。	移転交渉の結果、1区画の移転が完了した。また、残る1区画については訴外での任意交渉を進め、移転補償契約の締結に至った。 文化財事前協議の上、設計内容を検討し、事業認可期間内に整備完了するよう事業スケジュールの見直しを行った。	令和5年4月より全国都市緑化仙台フェアが開催されるため、令和4年度中に追廻地区の整備及び移転を完了させる必要がある。 今後の整備についても国史跡指定地区や埋蔵文化財包蔵地内であることから、引き続き、文化財保護等の対応が求められる。	適宜居住者へ連絡をとり、令和4年度中の移転完了に向け手続きを進める。 文化財事前協議の上、実施可能な具体的対策を検討する。	そ の 他	
						そ の 他
						そ の 他

青葉山公園整備状況

○ 供用の状況について



○ 事業の経緯について

・都市計画決定経過

	告示年月日	告示番号	備考
当初	昭和21年11月11日	戦災復興院告示第244号	当初
変更	昭和30年11月10日	建設省告示第1293号	名称の変更
変更	昭和33年7月29日	建設省告示第1265号	区域の変更
変更	昭和35年7月21日	建設省告示第1431号	区域の変更
変更	昭和36年3月2日	建設省告示第260号	区域の変更
変更	昭和37年7月7日	建設省告示第1544号	区域の変更
変更	昭和51年8月20日	宮城県告示第808号	区域の変更
変更	昭和57年1月26日	宮城県告示第100号	種別・区域の変更
変更	平成17年8月10日	仙台市告示第966号	区域の変更

・事業認可経過

	告示年月日	告示番号	期間(年度)	備考
当初	昭和30年11月10日	建設省告示第1293号	S30~S32	
変更	昭和33年7月29日	建設省告示第1265号	S30~S36	事業期間の延長、事業区域の拡大
変更	昭和35年7月21日	建設省告示第1431号	S30~S38	事業期間の延長、事業区域の拡大
変更	昭和37年10月3日	建設省告示第2511号	S30~S40	事業期間の延長、事業区域の拡大
変更	昭和41年3月24日	建設省告示第856号	S30~S42	事業期間の延長
変更	昭和53年3月10日	建設省告示第215号	S52~S56	
変更	昭和57年3月31日	宮城県告示第435号	S52~S57	事業期間の延長
変更	平成9年7月4日	宮城県告示第842号	H9~H18	
変更	平成19年3月23日	宮城県告示第314号	H9~H28	事業期間の延長、事業費の変更
変更	平成23年3月11日	宮城県告示第194号	H9~H28	事業費の変更
変更	平成24年3月30日	宮城県告示第293号	H9~H28	事業費の変更、事業区域の拡大
変更	平成25年3月22日	宮城県告示第224号	H9~H28	事業費の変更
変更	平成29年3月17日	宮城県告示第249号	H9~H38	事業期間の延長

○ 整備スケジュールについて

エリア	項目	整備スケジュール																			
		平成19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和1	2	3	4	5	6	7	8
国史跡指定地区	① 本丸・三の丸																				
	② 中島池																				
	③ 二の丸跡																				
追廻地区	④ いこい・にぎわいゾーン																				
	⑤ 自然・散策ゾーン																				
国際センター地区	⑥ 交流ゾーン																				

○ 費用対効果算定根拠及び1年遅れた場合の便益の差について

・費用対効果算定根拠
「改訂第4版 大規模公園費用対効果分析手法マニュアル」
(国土交通省 都市局 公園緑地・景観課/平成29年4月(平成30年8月 一部改訂))

・1年遅れた場合の便益の差について
14.1億円
(=R9全体供用開始時3,288.3億円-R10全体供用開始時3,274.2億円)

凡例: 計画 (黒線) 実施 (赤線)

事業に及ぼした影響とその対応（都市公園等事業）

事業名 青葉山公園整備事業

事業進捗（スケジュール）や事業費への影響の内容	影響を及ぼす要因の発生状況	影響（経緯）及びその度合	対 応	知 見 等	そ の 他
平成18年度					
<p>公園整備が遅延している。</p> <p>地中エレベーター工事計画を中止する予定である。</p> <p>事業費や整備スケジュールの変更作業が遅延している。</p>	<p>国史跡指定による整備への影響や方針を検討する必要が生じた。</p> <p>国史跡指定により、大規模な形状変更が制限されることとなった。</p> <p>整備環境の変化により、公園整備計画の見直しが必要になった。</p>	<p>公園整備計画と史跡の保存・整備計画との整合を図る必要があったことから時間を要した。</p> <p>約10億円の工事費が削減される。</p> <p>優れた地域環境を保全しつつ、和の空間を整備する基本方針に変更はないが、東西線事業や西公園再整備事業などの主要事業との関連から、関係各課との調整を重ねているところであり、事業費と整備スケジュールが確定していない。</p>	<p>石垣修復工事に伴う発掘調査済み区域を優先的に整備するための協議を行い、ガイダンス施設の「仙台城見聞館」建設や周辺広場の舗装工事を実施するなど、公園利用者の快適性向上に努めている。</p> <p>原計画で策定されていたが、史跡地内での遺構を損傷する恐れがある大規模な形状変更となり文化庁の許可が得られない見通しであることから中止する方針である。また、同様に他事業で実施予定であった「良櫓」復元整備も中止となった。</p> <p>今後各課との協議を行っていく、今回の分析にあたっては、平成8年度に策定された原計画から変更が予測される要素とそれに伴う事業費の見直しを反映させている。</p>	<p>遺構保存に影響のない範囲での整備にとどまるため、部分的な整備となっている。今後とも公園の安全な利用に配慮しながら、発掘調査結果などを踏まえて整備する必要がある。</p> <p>遺構保存のためにはやむを得ないものと考えられる。</p> <p>広瀬川や青葉山の地域資源を活かした整備であることから、注目度の高い事業である。市民に対してなるべく早期に変更計画の内容を提示する必要がある。</p>	
平成24年度					
<p>事業区域の史跡指定</p> <p>事業の拡大</p>	<p>国史跡指定による整備への影響や方針を検討する必要が生じた。</p> <p>地下鉄東西線建設事業により、(仮称)国際センター駅に近接する青葉山公園における事業計画を修正する必要が生じた。</p>	<p>公園整備計画と史跡の保存・整備計画との整合を図るとともに、周辺環境との位置付けを調整する必要があり、時間を要した。 整備の際には発掘調査が必要となったり、現状変更申請等諸手続に係る協議が伴う。</p> <p>青葉山公園内に留まらない駅周辺エリア全体の整備の促進・魅力向上を図るため、国際センター地区を事業区域に編入し、公園内外施設との関連性を整理・検討する必要があった。</p>	<p>「仙台城跡整備基本計画」と整合を図った整備計画の見直しを行った。制限の中で公園利用者の快適性向上に努め、騎馬像前の園路舗装、登城路の整等を実施した。 文化財課との連絡を密にし、「青葉山公園に係る仙台城跡整備委員会」の開催など、史跡区域内の整備の定例化を図っている。</p> <p>国際センター地区、及び二の丸跡を区域拡大した基本計画の改定を行った。平成27年度東西線開業に合わせ、国際センター地区の公園整備を完了させるよう、事業スケジュールの設定を行っている。</p>	<p>試掘調査などで遺跡保存に影響のない範囲を見極めてながら、発掘調査が最小限となるような整備内容に修正する判断も必要となる。</p> <p>震災以降、事業費の確保が困難となっているが、全体公園整備計画の中で利用者にとって最も効果的となるよう、開業スケジュールとも照らし合わせながら優先順位の変更などの対応が必要である。</p>	
平成29年度					
<p>公園整備の長期化</p> <p>追廻地区居住者の移転未了</p>	<p>青葉山公園に求められる機能やデザインの高度化に対して、設計者の選定においても従来の価格競争によるものではなく、設計者の力量も把握することが必要となった。また、国史跡指定地区における制約を踏まえた整備や、同指定地区に隣接する場所に相応しい整備とするための検討が必要となった。</p> <p>追廻地区居住者の移転が未了であり、電気、水道などのインフラ施設が撤去できないため、全面的な公園整備が進まない非効率な状況である。</p>	<p>国史跡指定地区に隣接する追廻地区の(仮称)公園センターの整備について、懇話会での有識者の意見を反映し、平成29年3月基本計画を策定した。懇話会の意見から、設計プロセスを明確にし、より高い能力を持った設計者が選定されることによって期待が高まり、市民のプライドともなるものになるであろうとのことであった。</p> <p>追廻地区内のインフラ施設の撤去は、移転が完了している場合は占有者側の負担で行うものであるが、当地区に居住している段階での渉外事項に関しては、市の負担が伴うこととなる。</p>	<p>(仮称)公園センター地区の魅力や価値がより高まるよう、建築と造園の両方を一括した設計業務として公募型プロポーザル方式で選定することとした。</p> <p>平成23年度に新田住宅へ集団移転した後に、7区画残っていた居住者に対して、粘り強く交渉してきた結果、現時点では残り2区画となった。今後も、早期移転にむけ引き続き交渉していく。</p>	<p>公園センター地区整備については設計段階からオープンにし、市が設計内容に関与しながら設計者とともに、市民等の理解を得ながら検討を進めていくことができるよう、設計者を選定するプロポーザル方式を採用した。</p> <p>これまで2区画の居住者とのやりとりからは理解を得るまで、まだ時間を要することが予測されるので、事業推進に必要な選択肢として法的手続きの検討が必要である。</p>	

事業に及ぼした影響とその対応（都市公園等事業）

事業名 青葉山公園整備事業

事業進捗（スケジュール）や事業費への影響の内容	影響を及ぼす要因の発生状況	影響（経緯）及びその度合	対 応	知 見 等	そ の 他
令和4年度					
追廻地区居住者の移転未了 公園整備の長期化	残る1区画について、国と住所との間で土地及び建物明け渡しに関する訴訟が行われている。（令和4年9月時点） 埋蔵文化財包蔵地による整備への影響や方針検討をする必要が生じた。	訴外での任意交渉の結果移転補償契約の締結に至ったため、事業全体への影響はない。 設計や整備にあたっては、現状変更申請等諸手続きに係る協議が伴うため時間を要する。	適宜居住者へ連絡をとり、令和4年度中の移転完了に向け手続きを進める。 文化財事前協議の上、実施可能な具体的対策を検討する。	こまめな連絡により居住者の移転に伴う作業進捗の把握に努める必要がある。 文化財保存に影響のない範囲を見極めながら、大幅な設計変更にならないよう文化財協議をする必要がある。	

青葉山公園費用対効果（その1）

公園整備事業における費用対効果分析について

算定手法は国土交通省の「改訂第4版 大規模公園費用対効果分析マニュアル（平成29年4月）（平成30年8月 一部改訂）」による。

1. 計測対象

都市公園のような非市場財の整備によって発生する経済的価値とは、利用価値、非利用価値に大別される。利用価値及び非利用価値は体系的に整理を行うと下表のとおりとなり、マニュアルでは、これらのうち直接利用価値と間接利用価値を計測対象としている（下表のうち 部分が当マニュアルの計測対象）。

表1

価値分類	意味	機能	価値の種類（例）	
利用価値	直接的に公園を利用することによって生じる価値	健康・レクリエーション空間の提供	健康促進	
			心理的な潤いの提供	
			レクリエーションの場の提供	
			文化的活動の基礎	
			教育の場の提供	
	間接的に公園を利用することによって生じる価値	環境	都市環境維持・改善	緑地の保存
				動植物の生息・生育環境の保存
				ヒートアイランド現象の緩和
				気候緩和
				二酸化炭素の吸収
			都市景観	騒音軽減
				森林の管理・保全、荒廃の防止
				季節感を享受できる景観の提供
				都市形態規制
都市防災				
防炎	洪水調整			
	地下水涵養			
	災害応急対策施設の確保（貯水槽、トイレ等）			
	強固な地盤の提供			
	火災延焼防止・遅延			
	防風・防潮機能			
	災害時の避難地確保			
	災害時の救援活動の場の確保			
	復旧・復興の拠点の確保			
	オプション価値	現在は利用しないが、将来の利用を担保することによって生じる価値		
非利用価値	存在価値	公園が存在することを認識すること自体に喜びを見いだす価値		
	遺贈価値	将来世代に残す（将来世代の利用を担保する）ことにより生じる価値		

2. 評価方法

マニュアルにおける費用対効果は、各年で発生する便益及び費用を割引率により現在価値に割引し、その合計値の比（費用便益比）を利用して分析する。また、プロジェクトライフは50年、割引率は4%としている。部分供用がある場合は、供用時期が異なる区域ごとに、便益計測対象期間の50年を設定する。

3. 計測手法

公園整備によりもたらされる価値の定量的計算方法には、旅行費用法、代替法、効用関数法、ヘドニック・アプローチ、仮想市場評価法が考えられる。

マニュアルでは直接利用価値については、手法の特徴として利用者数も合わせて算出できることから旅行費用法を用いている。間接利用価値については、過年度の費用対効果分析にも用いた計測手法である、効用関数法を採用することとする。

【補足説明】

旅行費用法

「公園利用者は公園までの移動費用をかけてまでも公園を利用する価値があると認めている」という前提のもとで、公園までの移動費用（料金、所要時間）を利用して公園整備の価値を貨幣価値で評価する方法

効用関数法

「公園整備を行った場合と行わなかった場合の周辺世帯の持つ望ましき（効用）の違い」を貨幣価値に換算する事で公園整備を評価する方法

4. 計測方針

(1) 直接利用価値

① 公園整備内容の違いを反映する

公園整備内容を次の3つに分類し整備状況を反映する。
 自然・空間系：園路広場や修景施設の整備状況
 施設系：遊戯施設や運動施設の整備状況
 文化活動系：動物園、植物園、博物館等の整備状況

② 周辺地域の公園整備状況に応じて需要を導出

分析対象公園周辺の公園整備状況を反映する。

③ 周辺地域特性に応じて需要を導出

周辺地域特性（人口密度）を反映する。

④ 世代別に需要を導出

世代による公園に対するニーズの違いを反映する。

【補足説明】

直接利用価値の旅行費用法に必要な「公園利用者数」は、大まかに説明すると以下の手順で求めている。

- ・ **公園別利用選択率**を算出…①
公園毎の利用者容量（各施設に原単位を掛け、一日当たりの容量としたもの）、公園への行きやすさ（旅行費用の安さ）、魅力の高さ（年齢区分別の好み）などが関与
- ・ **一人当たりの公園年間利用回数**を算出…②
地域の特性（人口密度）、公園を利用する効用（施設容量、旅行費用、魅力の度合いなどから算出）などが関与
- ・ **ゾーン全体の総年間利用回数**を算出…③
②にゾーンの人口（年齢階層別）を乗じる
- ・ **ゾーン別公園別の総年間利用回数**（＝年間公園利用者数）を算出…④
③に①を乗じる

(2) 間接利用価値

- ① 公園の整備内容の違いの考慮は最小限
公園の広場面積、緑地面積及び防災機能の有無に依存する。
- ② 公園の価値は世帯ベースで計測
分析対象公園からの距離に応じた世帯の支払意思額を算出する。

【補足説明】

●考慮する価値

間接利用価値で考慮する価値は以下の2項目である。

- 「環境」価値
- 「防災」価値

具体的な価値は表1に示す部のおりであり、当マニュアルによって算出された便益はこれらの価値の全てを貨幣価値に置き換えたものとなる。

●計測方法

マニュアルには、公園の面積（「環境」は緑地面積、「防災」は広場面積）、公園からの距離、防災拠点の有無によって世帯毎の1ヶ月の負担額（支払い意思額）が算出されるよう、関数式が定められている。この関数式は、マニュアル作成に先立って行ったアンケートを元に作られている。

この世帯毎の月間便益額をゾーン内全体の世帯数、年間額にしたものが単年度便益額となる。

5. 計測の実施

(1) 前提条件

① 分析対象公園の条件

- ア) 公園種別：総合公園
- イ) 部分供用時：平成09年度【1997年】
- ウ) 全体供用時：令和9年度【2027年】

② 誘致圏及びゾーン

- ア) 誘致圏：マニュアルでは、公園種別距離別累積利用率が示されており、総合公園の場合は5～10kmで83.0%、10～20kmで90.8%となっている。また、実際の分析にあたっては、対象公園の施設内容や地域の実情に合わせ、適度な範囲を設定するとされている他、必要以上に広範囲な設定をすると実務上の作業のみが増大してしまうこと、誘致圏の違いによる分析結果の大きな誤差は生じないことが示されている。
以上より、本分析においては、誘致率90%を越える10～20km誘致圏を採用し、分析対象公園（青葉山公園）の中心から半径15.0km圏内を誘致圏とした。
- イ) ゾーン分割：マニュアルでは、上記誘致圏の設定の後に、その圏域内を人口等の統計データが入手可能な最小単位である市町村区行政区域でゾーン分割するとされている。
マニュアルに基づき、先に設定した誘致圏に含まれる市区町村をゾーンとし分割した。
- ウ) ゾーン：青葉区、宮城野区、若林区、太白区、泉区の5区

③ ゾーンデータ

ア) 年齢階層別人口

部分供用時：町名別年齢（各歳）別住民基本台帳人口・世帯数（平成9年10月1日現在）より
全体供用時：町名別年齢（各歳）別住民基本台帳人口（令和3年10月1日現在）をもとに、国立社会保障・人口問題研究所編「日本の市区町村別将来推計人口（平成30年3月推計）」における将来の市区町村別人口（宮城県）により推計
部分供用開始年度の49年後：上記「日本の市区町村別将来推計人口（平成30年3月推計）」に示される令和27年（2045年）の人口と、同研究所編「日本の将来推計人口（全国：出生中位（死亡中位）推計）（平成29年推計）」に示される将来の人口増減率により推計
部分供用開始年度の50年後：上記部分供用開始年度の49年後と同様に推計

イ) 世帯数

部分供用時：町名別年齢（各歳）別住民基本台帳人口・世帯数（平成9年10月1日現在）より
全体供用時：町名別年齢（各歳）別住民基本台帳世帯数（令和3年10月1日現在）の世帯人数および平成28年同調査の世帯人数から算出した世帯人数増加率と、先に推計した全体供用時の推計人口により推計
部分供用開始年度の49年後：全体供用時から世帯人数が横ばいとなると仮定し、上記全体供用時の世帯人数および先に推計した部分供用開始年度の49年後の推計人口により推計
部分供用開始年度の50年後：上記部分供用開始年度の49年後と同様に推計

ウ) 人口密度

部分供用時：町名別年齢（各歳）別住民基本台帳人口・世帯数（平成9年10月1日現在）による人口を市街化区域面積（非可住地除く）で除して算出
全体供用時：先に推計した全体供用時の推計人口を市街化区域面積（非可住地除く）で除して算出
部分供用開始年度の49年後：先に推計した部分供用開始年度の49年後の推計人口を用いて算出
部分供用開始年度の50年後：先に推計した部分供用開始年度の50年後の推計人口を用いて算出

青葉山公園費用対効果（その3）

④ 競合公園

ア) 抽出条件：マニュアルでは、「現在供用中の公園」「大規模公園（10ha 以上）」「対象ゾーンから利用が見込まれる公園」を競合公園として抽出することとされている。

本分析においては、以上の条件に加え分析対象公園と種別が同じ総合公園及び「桜の名所」「イベントが数多く催される公園」とした。とした。

イ) 競合公園：西公園、榴岡公園、七北田公園、三神峯公園、勾当台公園

⑤ 旅行費用の算出

ア) 移動距離（経路長）：Map Fan（インターネット）等により計測

イ) 運賃・所要時間：仙台市交通局（インターネット、電話）への照会・調査等

なお、地下鉄東西線については開業が平成 27 年度と、部分供用時（平成 9 年度）より後であるので、部分供用時には利用を加味しないものとし、また、自動車及び鉄道・バスによる移動について、複数の経路が考えられる場合は、比較を行い安価な経路を採用した。

(2) 計測の実施

計測の実施については、別紙のとおりとする。

6. 費用の計算

(1) 用地費

用地費は、公園整備のうち用地取得に要した費用を実際の買収年に計上した。また、用地が無償で取得できる場合（市有地等）は、周辺の公示地価（住宅地）に面積を掛けた値を用地費とみなし、その値を用地取得した年次に計上した（機会費用）。

$$C = 19,739 \text{ 百万円（うち機会費用 } 8,864 \text{ 百万円）}$$

(2) 施設費

施設費については、工事費及び委託費について、実績金額値及び今後の予定金額を各年度に計上した。

$$C = 10,925 \text{ 百万円}$$

(3) 維持管理費

維持管理費については、実績値及び公園整備計画による概算値により計上した。部分供用年度の 50 年後から全体供用年度の 49 年後までの間は、部分供用に係る維持管理費を全体供用に係る維持管理費から減じて計上した。

$$C = 10,050 \text{ 百万円}$$

7. 評価

費用対効果

[全体]

① 総便益 (B) : 328,831 百万円

② 総費用 (C) : 52,358 百万円

③ 費用便益比 (B/C) : 6.28

[全体供用開始が一年遅れた場合]

④ 総便益 (B) : 327,423 百万円 (遅れた場合に失われる便益: 1,408 百万円 (=①-④))

⑤ 総費用 (C) : 52,358 百万円

⑥ 費用便益比 (B/C) : 6.25

[現時点 (令和 4 年度) までの B/C]

⑦ 総便益 (B) : 220,082 百万円

⑧ 総費用 (C) : 47,533 百万円

⑨ 費用便益比 (B/C) : 4.63

[来年度からの B/C]

⑩ 総便益 (B) : 108,749 百万円

⑪ 総費用 (C) : 4,825 百万円

⑫ 費用便益比 (B/C) : 22.5

8. 感度分析

事業の不確実性に対応するため、感度分析を実施する。感度分析は、国土交通省の「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針（共通編）」（平成 21 年 6 月）に則り実施し、需要量、事業費を影響要因として、基本ケース値の±10%を変動幅とする。

[感度分析結果]

影響要因	B/C			備考
	-10%	基本ケース	+10%	
需要量 (B)	6.06	6.28	6.48	来年度以降の各年度の便益を変動させて算出
費用 (C)	6.42		6.13	来年度以降の各年度の費用を変動させて算出

西公園再整備事業

令和4年度 再評価対象事業リスト（都市公園等事業）

事業名 西公園再整備事業

事業の目的・内容	事業の進捗状況				事業を巡る社会・地元情勢の変化	事業の状況及び今後の見通し	費用対効果に係る要因の変化の有無 費用対効果（B/C）	対応方針（案）	備考
	全体		H24年度						
<p>明治8年に開設された本公園は、本市で最も歴史のある公園であり「杜の都・仙台」を代表する公園として、四季折々を通じて市民に親しまれている。しかしながら、各施設の老朽化による、図書館や天文台の移転に加え、地下鉄東西線の整備に伴い「(仮称)西公園駅」が建設されることとなった。これを契機に、施設や広場の全面的な見直しを行い、「緑の回廊づくり」の拠点に相応しい、より市民に親しまれる公園として、再整備を行うものである。</p> <p><整備の内容> 〔西道路北側〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 旧市民図書館の跡地は、池の修復と庭園の復元を図り、緑と水が創り出す趣きある和風空間のエリアとして整備する。 <p>・既存の遊具広場と多目的広場を生かし、イベントや避難の場ともなる空間を整備する。</p> <p>〔西道路南側〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 少年野球場跡地は、桜を鑑賞できる「お花見広場」とし、芝生広場の整備を行い、桜の木を植栽する。 <p>・地下鉄東西線の駅が設置される南口メインエントランス付近は、様々なイベントに対応できる市民文化活動の広場として整備する。</p> <p>・市民プール跡地は広大な芝生広場とし、広瀬川沿いに桜並木を配置して、広瀬川と公園との美しい景観の向上を図りながら遊歩道を整備する。</p>	事業着手年度	H19	H22迄 事業費（D）	億円 5.9	<p><地下鉄東西線建設事業について> 地下鉄東西線は、本公園内の地下部及び地上部を通ることになっており、現在は使用・占用許可範囲の中で工事を行っている。そのため、公園の再整備は地下鉄建設がある程度完成に近づいてからでなければ行うことができない。一方、平成27年度の東西線開業に合わせて、公園内設置される地下鉄駅出入り口のエリアは優先的に整備することが必要である。</p> <p><東日本大震災の影響について> 地震による本公園内の被害は、広瀬川に接する崖の一部が崩落し、園路及び柵の一部に傾きが生じた。現在は立ち入り禁止の措置をとっており、再整備事業において対策を講じる。</p> <p><イベント・活動の場> お花見広場エリアには、春はお花見、夏は花火大会の鑑賞の場として毎年多くの人が訪れている。西道路北側ゾーンにおいても、よさこい祭りやジャズフェスティバル、光のページェント等のイベントのほか、西公園プレーパークの会などが子供たちの自由な遊び場として利用している。</p>	<p>段階的整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1段階（平成19～21年度） 桜岡大神宮北側（お花見広場）の再整備 第2段階（平成22～24年度予定） ※平成24年度現在 西道路北側の再整備 （旧市民図書館周辺を除く） 第3段階（平成25～26年度予定） 池周辺を含めた北側の再整備 第4段階（平成26～27年度予定） 桜岡大神宮南側の再整備 （地下鉄駅の出入口周辺） 第5段階（平成27～28年度予定） 市民プール跡地の再整備 	<p>事業の効果 （B）：1,069.6億円 事業の費用 （C）：259.6億円 B/C=4.12</p> <p>平成24年度までの効果 （B）：128.6億円 （C）：248.7億円 B/C=0.52</p>	事業継続	
	用地買収着手年度		H22迄 用地費（E）						
	工事着手年度	H19	H22迄 工事費（F）	億円 5.9					
	完了予定年度	H28							
	全体事業費（A）	億円 18	全体進捗率（D/A）	% 32.8					
	全体用地費（B）		用買進捗率（E/B）						
	全体工事費（C）	億円 18	工事進捗率（F/C）	% 32.8					
	全体計画	ha 10.8	供用延長・整備率等	6.5ha 60.2%					
	全体（変更後）		H29年度						
	事業着手年度	H19	H29迄 事業費（D）	億円 16.4					
用地買収着手年度		H29迄 用地費（E）							
工事着手年度	H19	H29迄 工事費（F）	億円 16.4						
完了予定年度	H33								
全体事業費（A）	億円 21.6	全体進捗率（D/A）	% 75.9						
全体用地費（B）		用買進捗率（E/B）							
全体工事費（C）	億円 21.6	工事進捗率（F/C）	% 75.9						
全体計画	ha 10.8	供用延長・整備率等	7.8ha 72.2%						
全体（変更後）		R4年度							
事業着手年度	H19	R4迄 事業費（D）	億円 17.9						
用地買収着手年度		R4迄 用地費（E）							
工事着手年度	H19	R4迄 工事費（F）	億円 17.9						
完了予定年度	R8								
全体事業費（A）	億円 25.3	全体進捗率（D/A）	% 70.8						
全体用地費（B）		用買進捗率（E/B）							
全体工事費（C）	億円 25.3	工事進捗率（F/C）	% 70.8						
全体計画	ha 10.8	供用延長・整備率等	7.8ha 72.2%						
<p><西公園周辺を取り巻く状況> 広瀬川向かいでは青葉山公園整備が進み、国際センター側では音楽ホール建設も予定されていることから、エリア全体での賑わい創出、人の流れの変化といった相乗効果が期待される。</p> <p><R5全国都市緑化仙台フェアメイン会場としての整備> 南側市民プール跡地は、令和5年度に開催される全国都市緑化仙台フェアのメイン会場の一つとなるため、現在、園路・多目的広場等の整備を行っている。フェア終了後も継続して階段・遊具・駐車場等の整備を進め、新たな市民の憩いの場となる予定である。</p>					<p><地下鉄東西線の開業について> 平成27年12月の地下鉄東西線開業に合わせて、駅出入口付近のエリアの整備を完了し、その後地下鉄上部の再整備を行い、地下鉄の広瀬川橋りょうを望む展望広場として平成28年度に完了しており、アクセス等の利便性が向上している。</p> <p><イベント・活動の場> お花見広場エリアは、これまでも春はお花見、夏は花火大会の鑑賞の場として毎年多くの人が訪れていたが、今年度より駅周辺の広場も利用できるようになり、さらに多くの人が楽しめるようになっていく。西道路北側ゾーンにおいても、よさこい祭りやジャズフェスティバル、光のページェント等のイベントのほか、西公園プレーパークの会などが子供たちの自由な遊び場として利用しているほか、SL広場の整備完了に伴い、仙台市蒸気機関車C601保存会が清掃やガイドなどを行っている。</p>	<p>段階的整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1段階（平成19～28年度） 桜岡大神宮北側（お花見広場等）の再整備 第2段階（平成23～令和元年度） 中央広場周辺の再整備 第3段階（平成26～30年度） SL広場とこけし塔前広場の再整備 第4段階（令和2～6年度予定） 市民プール跡地の再整備 第5段階（令和6～8年度予定） 市民図書館跡地の再整備 	<p>【事業全体のB/C】 ① B=1,313.6億円 C=299.4億円 B/C 4.39</p> <p>【一年遅れた場合のB/C】 ② B=1,313.0億円 C=299.3億円 B/C 4.39</p> <p>【現時点までのB/C】 ③ B=391.4億円 C=282.8億円 B/C 1.38</p> <p>【来年度から完了のB/C】 B=922.2億円 C=16.6億円 B/C 55.55</p>	事業継続	※24年度再評価実施
	事業着手年度	H19	R4迄 事業費（D）	億円 17.9					
	用地買収着手年度		R4迄 用地費（E）						
	工事着手年度	H19	R4迄 工事費（F）	億円 17.9					
	完了予定年度	R8							
	全体事業費（A）	億円 25.3	全体進捗率（D/A）	% 70.8					
	全体用地費（B）		用買進捗率（E/B）						
	全体工事費（C）	億円 25.3	工事進捗率（F/C）	% 70.8					
	全体計画	ha 10.8	供用延長・整備率等	7.8ha 72.2%					
	全体（変更後）		R4年度						
事業着手年度	H19	R4迄 事業費（D）	億円 17.9						
用地買収着手年度		R4迄 用地費（E）							
工事着手年度	H19	R4迄 工事費（F）	億円 17.9						
完了予定年度	R8								
全体事業費（A）	億円 25.3	全体進捗率（D/A）	% 70.8						
全体用地費（B）		用買進捗率（E/B）							
全体工事費（C）	億円 25.3	工事進捗率（F/C）	% 70.8						
全体計画	ha 10.8	供用延長・整備率等	7.8ha 72.2%						

西公園再整備事業概要図

事業名 西公園再整備事業

(各図の配置は任意)

位置図



現在の状況



計画概要図



西公園整備計画図

事業名 西公園再整備事業

(各図の配置は任意)



イメージ①

[多目的広場等]
広場の一体感と美しさを演出する東西線のデザイン



イメージ②

[中央広場周辺]
対岸からの眺めも美しい広瀬川沿いの並木景観



イメージ③

[心字池周辺]
和風空間の創造による四季折々の楽しみ



令和4年度 再評価対象事業の問題点等（都市公園等事業）

事業名 西公園再整備事業

これまでの主な事業経過	事業の遅延理由（問題点）等	問題解決までの経過	当面の課題（問題点）等	問題への対応及び今後の見通し	その他
	処 理 済	平成24年度	今 後	平成24年度	
○都市公園事業 公園種別 : 総合公園 公園面積 : 10.8ha 都市計画決定 : 昭和21年11月 事業期間 : 平成19～令和8年度	特になし		東日本大震災の影響により平成23～24年度の工事に遅れが生じている。	平成27年度に開業予定の地下鉄東西線に合わせ、その公園内出入口のエリアを優先的に進めるなど、柔軟に対応しながら整備を行う。	
	処 理 済	平成29年度	今 後	平成29年度	その他
	東日本大震災の影響により平成23～24年度の工事に遅れが生じると同時に、地下鉄東西線の建設事業にも遅れが生じたことから、整備スケジュールの見直しが必要となった。	東西線建設事業の送れに対しては、交通局と調整を行い、公園整備スケジュールを一部変更し、整備完了後、随時部分供用を開始する等の対応を行った。	既に利用がされているエリアにおいても再整備を行うことから、関係団体等との工事期間の調整が必要である。	効率的な調整を図り、施工区域を細分割する等、柔軟に対応しながら整備を推進する。	
	令和4年度	令和4年度	令和4年度	令和4年度	その他
南側プール跡地が令和5年度開催の全国都市緑化仙台フェアのメイン会場の一つとなったため、整備内容を含め、関係機関との調整を要し、整備スケジュールの見直しが必要となった。	都市緑化フェア会場としての整備を行うため、南側プール跡地の再整備を優先し進めている。	市民図書館跡地の再整備に向け、具体的な整備内容の決定及び関係機関との調整が必要である。	市民プール跡地の整備と並行し、市民図書館跡地の整備を進めていく。		

西公園再整備状況

事業名 西公園再整備事業

○ 事業の実績、整備状況について

年 度	事業費(百万円)	主な内容
H14		西公園再整備構想基礎調査
H15	7.2	構想案の公表 市民アンケート調査実施
H16	9.0	西公園再整備基本構想策定 中間案の市民説明
H17	10.8	園内樹木調査 再整備基本計画・基本設計
H18	35.4	再整備実施設計 市民プール・少年野球場営業終了
H19	87.4	市民プール解体 天文台の解体 埋蔵文化財発掘調査 イチョウ・サクラの移植
H20	103.5	東西線建設工事(園内)着手 お花見広場基盤整備工事
H21	179.1	基盤整備工事 お花見広場植栽工事
H22	38.7	お花見広場舗装工事 お花見広場植栽工事
H23	93.2	(北側区域)照明工事 (北側区域)園路広場等整備工事
H24	0.9	(北側区域)施設整備
H25	59.8	(北側区域)施設整備 大町西公園駅周辺広場等設計

年 度	事業費(百万円)	主な内容
H26	103.0	S L広場等整備 (北側区域)トイレ整備
H27	25.1	S L広場等整備 大町西公園駅周辺広場整備
H28	340.1	お花見広場等整備
H29	56.0	中央広場周辺等整備
H30	92.0	S L広場等整備 こけし塔前広場等整備
R1	90.0	中央広場周辺の再整備
R2~4	463.0	市民プール跡地整備
合計	1,794.2	

○ 費用対効果算定根拠及び1年遅れた場合の便益の差について

- ・費用対効果算定根拠
「改訂第4版 大規模公園費用対効果分析手法マニュアル」
(国土交通省 都市局 公園緑地・景観課/平成29年4月(平成30年8月 一部改訂))
- ・1年遅れた場合の便益の差について
1.9億円
(=R9全体供用開始時1,659.3億円-R10全体供用開始時1,657.4億円)



○ 整備スケジュールについて (明確なスケジュールを明記)

地区名		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	備考	
お花見広場	計画	●	→																				
	実施	●	→																				
駅周辺広場	計画								●	→													
	実施								●	→													
中央広場周辺・SL広場 こけし塔前広場	計画				●	→																	
	実施				●	→																	
市民プール跡地	計画														●	→							R5開催の全国都市緑化仙台フェアのメイン会場の一つとなるため、優先的に整備を行っている。
	実施														●	→							
市民図書館跡地	計画																				●	→	市民プール跡地の完了後、整備を行っていく。
	実施																						

事業に及ぼした影響とその対応（都市公園等事業）

事業名 西公園再整備事業

事業進捗（スケジュール）や事業費への影響の内容	影響を及ぼす要因の発生状況	影響（経緯）及びその度合	対 応	知 見 等	そ の 他
平成24年度					
東日本大震災の発生	当該事業費の削減により、年度計画に遅れが生じている。	平成24年度現在、約1年程度の遅れが生じている。	事業費を確保できれば遅れを取り戻せるが、地下鉄東西線開業に合わせて、整備箇所の変更など柔軟に対応しつつ整備を進めていく。		
平成29年度					
東日本大震災の影響により平成23～24年度の工事に遅れが生じた。 東日本大震災の影響により地下鉄東西線の建設事業にも遅れが生じたことから、整備スケジュールの見直しが必要となった。	平成23年3月の東北地方太平洋沖地震により、直接的及び間接的な影響を受けた。	事業費とマンパワーの不足から約3年程度の遅れが生じている。 地下鉄東西線建設事業のための公園内の占用期間が延びたことから、公園工事に着手できない期間があり、約1年程度の遅れが生じている。	事業費を確保できれば遅れを取り戻せるが、他の公園の整備状況と調整しながら整備を進めていく。 整備スケジュールと整備エリアについては、施工区域を再分割するなど柔軟に対応しながら整備を進めていく。		
令和4年度					
南側プール跡地が令和5年度開催の全国都市緑化仙台フェアのメイン会場の一つとなったため、整備内容を含め、関係機関との調整を要し、整備スケジュールの見直しが必要となった。	令和2年度に仙台市での都市緑化フェア開催が決定し、西公園の市民プール跡地南側がメイン会場の一つとなった。	都市緑化フェア会場である市民プール跡地の再整備を優先的に進めるため、市民図書館跡地の整備に遅れが生じている。	市民プール跡地の整備を進め、順次市民図書館跡地の整備を進めていく。	都市緑化フェア開催は市の重要施策であることから、整備スケジュールの見直しを行ったことはやむを得ないと考える。	

西公園費用対効果（その1）

公園整備事業における費用対効果分析について

算定手法は国土交通省の「改訂第4版 大規模公園費用対効果分析マニュアル（平成29年4月）（平成30年8月 一部改訂）」による。

1. 計測対象

都市公園のような非市場財の整備によって発生する経済的価値とは、利用価値、非利用価値に大別される。利用価値及び非利用価値は体系的に整理を行うと下表のとおりとなり、マニュアルでは、これらのうち直接利用価値と間接利用価値を計測対象としている（下表のうち 部分が当マニュアルの計測対象）。

表1

価値分類	意味	機能	価値の種類（例）	
利用価値	直接的に公園を利用することによって生じる価値	健康・レクリエーション空間の提供	健康促進	
			心理的な潤いの提供	
			レクリエーションの場の提供	
			文化的活動の基礎	
			教育の場の提供	
	間接的に公園を利用することによって生じる価値	環境	都市環境維持・改善	緑地の保存
				動植物の生息・生育環境の保存
				ヒートアイランド現象の緩和
				気候緩和
				二酸化炭素の吸収
				騒音軽減
				森林の管理・保全、荒廃の防止
				季節感を享受できる景観の提供
				都市形態規制
防災				都市防災
		地下水涵養		
		災害応急対策施設の確保（貯水槽、トイレ等）		
都市防災		強固な地盤の提供		
	火災延焼防止・遅延			
	防風・防潮機能			
	災害時の避難地確保			
	災害時の救援活動の場の確保			
復旧・復興の拠点の確保				
オプション価値	現在は利用しないが、将来の利用を担保することによって生じる価値			
非利用価値	存在価値	公園が存在することを認識すること自体に喜びを見いだす価値		
	遺贈価値	将来世代に残す（将来世代の利用を担保する）ことにより生じる価値		

2. 評価方法

マニュアルにおける費用対効果は、各年で発生する便益及び費用を割引率により現在価値に割引し、その合計値の比（費用便益比）を利用して分析する。また、プロジェクトライフは50年、割引率は4%としている。部分供用がある場合は、供用時期が異なる区域ごとに、便益計測対象期間の50年を設定する。

3. 計測手法

公園整備によりもたらされる価値の定量的計算方法には、旅行費用法、代替法、効用関数法、ヘドニック・アプローチ、仮想市場評価法が考えられる。

マニュアルでは直接利用価値については、手法の特徴として利用者数も合わせて算出できることから旅行費用法を用いている。間接利用価値については、過年度の費用対効果分析にも用いた計測手法である、効用関数法を採用することとする。

【補足説明】

旅行費用法

「公園利用者は公園までの移動費用をかけてまでも公園を利用する価値があると認めている」という前提のもとで、公園までの移動費用（料金、所要時間）を利用して公園整備の価値を貨幣価値で評価する方法

効用関数法

「公園整備を行った場合と行わなかった場合の周辺世帯の持つ望ましき（効用）の違い」を貨幣価値に換算する事で公園整備を評価する方法

4. 計測方針

(1) 直接利用価値

① 公園整備内容の違いを反映する

公園整備内容を次の3つに分類し整備状況を反映する。
 自然・空間系：園路広場や修景施設の整備状況
 施設系：遊戯施設や運動施設の整備状況
 文化活動系：動物園、植物園、博物館等の整備状況

② 周辺地域の公園整備状況に応じて需要を導出

分析対象公園周辺の公園整備状況を反映する。

③ 周辺地域特性に応じて需要を導出

周辺地域特性（人口密度）を反映する。

④ 世代別に需要を導出

世代による公園に対するニーズの違いを反映する。

【補足説明】

直接利用価値の旅行費用法に必要な「公園利用者数」は、大まかに説明すると以下の手順で求めている。

- ・ **公園別利用選択率**を算出…①
公園毎の利用者容量（各施設に原単位を掛け、一日当たりの容量としたもの）、公園への行きやすさ（旅行費用の安さ）、魅力の高さ（年齢区分別の好み）などが関与
- ・ **一人当たりの公園年間利用回数**を算出…②
地域の特性（人口密度）、公園を利用する効用（施設容量、旅行費用、魅力の度合いなどから算出）などが関与
- ・ **ゾーン全体の総年間利用回数**を算出…③
②にゾーンの人口（年齢階層別）を乗じる
- ・ **ゾーン別公園別の総年間利用回数（＝年間公園利用者数）**を算出…④
③に①を乗じる

(2) 間接利用価値

- ① 公園の整備内容の違いの考慮は最小限
公園の広場面積、緑地面積及び防災機能の有無に依存する。
- ② 公園の価値は世帯ベースで計測
分析対象公園からの距離に応じた世帯の支払意思額を算出する。

【補足説明】

●考慮する価値

間接利用価値で考慮する価値は以下の2項目である。

- 「環境」価値
- 「防災」価値

具体的な価値は表1に示す部のおりであり、当マニュアルによって算出された便益はこれらの価値の全てを貨幣価値に置き換えたものとなる。

●計測方法

マニュアルには、公園の面積（「環境」は緑地面積、「防災」は広場面積）、公園からの距離、防災拠点の有無によって世帯毎の1ヶ月の負担額（支払い意思額）が算出されるよう、関数式が定められている。この関数式は、マニュアル作成に先立って行ったアンケートを元に作られている。

この世帯毎の月間便益額をゾーン内全体の世帯数、年間額にしたものが単年度便益額となる。

5. 計測の実施

(1) 前提条件

① 分析対象公園の条件

- ア) 公園種別：総合公園
- イ) 部分供用時：平成22年度【2010年】
- ウ) 全体供用時：令和9年度【2027年】

② 誘致圏及びゾーン

- ア) 誘致圏：マニュアルでは、公園種別距離別累積利用率が示されており、総合公園の場合は5km未満で66.0%、5～10kmで83.0%となっている。また、実際の分析にあたっては、対象公園の施設内容や地域の実情に合わせ、適度な範囲を設定するとされている他、必要以上に広範囲な設定をすると実務上の作業のみが増大してしまうこと、誘致圏の違いによる分析結果の大きな誤差は生じないことが示されている。
以上より、本分析においては、誘致率60%を越える5km未満誘致圏を採用し、分析対象公園（西公園）の中心から半径4.0km圏内を誘致圏とした。
- イ) ゾーン分割：マニュアルでは、上記誘致圏の設定の後に、その圏域内を人口等の統計データが入手可能な最小単位である市町村行政区画でゾーン分割するとされている。
マニュアルに基づき、先に設定した誘致圏に含まれる市区町村をゾーンとし分割した。
- ウ) ゾーン：青葉区、宮城野区、若林区、太白区、泉区の5区

③ ゾーンデータ

ア) 年齢階層別人口

部分供用時：町名別年齢（各歳）別住民基本台帳人口・世帯数（平成22年10月1日現在）より
全体供用時：町名別年齢（各歳）別住民基本台帳人口（令和3年10月1日現在）をもとに、国立社会保障・人口問題研究所編「日本の市区町村別将来推計人口（平成30年3月推計）」における将来の市区町村別人口（宮城県）により推計
部分供用開始年度の49年後：上記「日本の市区町村別将来推計人口（平成30年3月推計）」に示される令和27年（2045年）の人口と、同研究所編「日本の将来推計人口（全国：出生中位（死亡中位）推計）（平成29年推計）」に示される将来の人口増減率により推計
部分供用開始年度の50年後：上記部分供用開始年度の49年後と同様に推計

イ) 世帯数

部分供用時：町名別年齢（各歳）別住民基本台帳人口・世帯数（平成22年10月1日現在）より
全体供用時：町名別年齢（各歳）別住民基本台帳世帯数（令和3年10月1日現在）の世帯人数および平成28年同調査の世帯人数から算出した世帯人数増加率と、先に推計した全体供用時の推計人口により推計
部分供用開始年度の49年後：全体供用時から世帯人数が横ばいとなると仮定し、上記全体供用時の世帯人数および先に推計した部分供用開始年度の49年後の推計人口により推計
部分供用開始年度の50年後：上記部分供用開始年度の49年後と同様に推計

ウ) 人口密度

部分供用時：町名別年齢（各歳）別住民基本台帳人口・世帯数（平成22年10月1日現在）による人口を市街化区域面積（非可住地除く）で除して算出
全体供用時：先に推計した全体供用時の推計人口を市街化区域面積（非可住地除く）で除して算出
部分供用開始年度の49年後：先に推計した部分供用開始年度の49年後の推計人口を用いて算出
部分供用開始年度の50年後：先に推計した部分供用開始年度の50年後の推計人口を用いて算出

西公園費用対効果（その3）

④ 競合公園

ア) 抽出条件：マニュアルでは、「現在供用中の公園」「大規模公園（10ha 以上）」「対象ゾーンから利用が見込まれる公園」を競合公園として抽出することとされている。

本分析においては、以上の条件に加え分析対象公園と種別が同じ総合公園及び「桜の名所」「イベントが数多く催される公園」とした。

イ) 競合公園：青葉山公園、榴岡公園、七北田公園、三神峯公園、勾当台公園

⑤ 旅行費用の算出

ア) 移動距離（経路長）：Map Fan（インターネット）等により計測

イ) 運賃・所要時間：仙台市交通局（インターネット、電話）への照会・調査等

なお、地下鉄東西線については開業が平成 27 年度と、部分供用時（平成 22 年度）より後であるので、部分供用時には利用を加味しないものとし、また、自動車及び鉄道・バスによる移動について、複数の経路が考えられる場合は、比較を行い安価な経路を採用した。

(2) 計測の実施

計測の実施については、別紙のとおりとする。

6. 費用の計算

(1) 用地費

用地費は、公園整備のうち用地取得に要した費用を実際の買収年に計上した。また、用地が無償で取得できる場合（市有地等）は、周辺の公示地価（住宅地）に面積を掛けた値を用地費とみなし、その値を用地取得した年次に計上した（機会費用）。

$$C = 46,656 \text{ 百万円（機会費用）}$$

(2) 施設費

施設費については、工事費及び委託費について、実績金額値及び今後の予定金額を各年度に計上した。

$$C = 2,531 \text{ 百万円}$$

(3) 維持管理費

維持管理費については、部分供用年から全体供用年までの間は、維持管理費の標準値（340.1 円/m²/年）に部分供用面積を乗じて得た値を計上、全体供用年から部分供用年度の 49 年後までの間は全体供用面積に維持管理費の標準値（340.1 円/m²/年）を乗じた値を計上、部分供用年度の 50 年後から全体供用年度の 49 年後までの間は、全体供用面積から部分供用面積を減じた面積に維持管理費の標準値（340.1 円/m²/年）を乗じた値を計上した。

$$C = 1,780 \text{ 百万円}$$

7. 評価

費用対効果

[全体]

① 総便益（B）：165,929 百万円

② 総費用（C）：44,090 百万円

③ 費用便益比（B/C）：3.76

[全体供用開始が一年遅れた場合]

④ 総便益（B）：165,739 百万円（遅れた場合に失われる便益：190 百万円（=①-④））

⑤ 総費用（C）：44,090 百万円

⑥ 費用便益比（B/C）：3.76

[現時点（令和 4 年度）までの B/C]

⑦ 総便益（B）：72,149 百万円

⑧ 総費用（C）：42,715 百万円

⑨ 費用便益比（B/C）：1.69

[来年度からの B/C]

⑩ 総便益（B）：93,780 百万円

⑪ 総費用（C）：1,375 百万円

⑫ 費用便益比（B/C）：68.2

8. 感度分析

事業の不確実性に対応するため、感度分析を実施する。感度分析は、国土交通省の「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針（共通編）」（平成 21 年 6 月）に則り実施し、需要量、事業費を影響要因として、基本ケース値の±10%を変動幅とする。

[感度分析結果]

影響要因	B/C			備考
	-10%	基本ケース	+10%	
需要量（B）	3.53	3.76	3.98	来年度以降の各年度の便益を変動させて算出
費用（C）	4.15		3.44	来年度以降の各年度の費用を変動させて算出

海岸公園整備事業

令和4年度 再評価対象事業リスト（都市公園等事業）

事業名 海岸公園整備事業

事業の目的・内容	事業の進捗状況				事業を巡る社会・地元情勢の変化	事業の状況及び今後の見通し	費用対効果に係る要因の変化の有無 費用対効果（B/C）	対応方針 (案)	備考			
	全 体		H15年度									
<p>本事業は、市制施行80周年を記念して昭和46年度に良好な自然環境の保全を主な目的とした広域公園として着手した。</p> <p>本公園は、七北田川河口から名取川河口に至る延長約9km、海岸線から幅約600mの帯状の形をなしており、貞山運河を中心に両岸の保安林である黒松林、湿原、干潟及び砂丘等から構成されている。</p> <p>平成23年3月の東北地方太平洋沖地震に伴う巨大津波により、海岸公園内のほぼ全ての施設が被災し、大規模な被害を受けた。</p> <p>また、整備を行う地区は、埋め立て地や耕作地等であり、既に更地となっていた箇所を順次公園として拡大し、地区の特色を活かした4つのゾーンに分け整備を進めている。</p> <p>①岡田地区(旧蒲生地区) 野球場やテニスコート等の運動施設</p> <p>②荒浜地区 防災機能のある多目的広場、パークゴルフ場、貞山運河の活用</p> <p>③井土地区 公式競技が行える馬術場や自然体験ができる遊び場（冒険広場）</p> <p>④藤塚地区 湿地や干潟などの自然環境の保全、自然環境について学ぶ場</p>	事業着手年度	S46	H15迄 事業費（D）	億円 77.7	<p>約551.2haをひとつの事業として実施しているが、情勢の変化に伴い区域を拡大している。</p> <p>①蒲生地区 市内の運動施設の充実が求められていた。</p> <p>②荒浜地区 消防局のヘリポート設置計画に合わせて、公園に防災機能を備えるため、平成9年度にヘリポートに隣接する耕作地を公園区域として拡大した。</p> <p>③井土地区 平成13年度宮城国体の馬術競技会場に決定されたことにより、平成7年度に周辺の耕作地を公園区域として拡大した。</p> <p>④藤塚地区 国土交通省による名取川河口高規格堤防整備事業が計画されているため、施設の整備を休止している。</p>	<p>区域の拡大に伴い、その都度整備計画を修正しながら事業を進めている。また整備が完了した地区から順次供用に努め、平成20年度の完成を目指している。</p> <p>①蒲生地区 昭和49年度から埋め立て地を、市民ニーズの高い、野球場、ソフトボール場やテニスコート等の運動施設として整備に着手し、完成した部分から順次供用し、平成4年度までには整備を完了した。また、海岸に近接した保安林内の樹林を保全する区域には、用地境界が確定していないため、未取得の昭和40年代のリゾート開発による分譲跡地があるが、境界確定に努め、用地の取得が急がれる。</p> <p>②荒浜地区 深沼海水浴場に近接している林野庁所管用地を取得して駐車場として整備し、平成元年度に供用した。ヘリポート建設に合わせ、防災機能のある芝生広場、貞山運河を利用して観水空間としての休憩場及びニュースポーツの広場として計画し、平成17年度から整備に着手し、平成20年度の完成を目指している。また、整備地区の中心となるゾーンに、相続問題が複雑なため、相続登記がなされていない未買収の用地があるが、整備に合わせ取得に努める。</p> <p>③井土地区 貞山運河に近接した湿地を、広場として昭和47年度から整備し、昭和53年度に供用した。また、県道塩釜亶理線に隣接した箇所に馬術場として、平成13年度宮城国体に向けて平成8年度から整備し、平成13年度に供用した。なお、国体終了後の平成14年度から、隣接する埋め立て地は、見晴らしの丘や冒険的体験ができる子供の遊び場等として、整備に着手し、平成16年度に完成する予定である。</p> <p>④藤塚地区 平成4年度から、周辺の優れた自然環境を活かした自然と人間との関わり合いについて体験するゾーンとして、多目的広場や展望台、四阿等の休憩施設を整備し、平成12年度に供用した。その他の施設は、名取川河口高規格堤防整備事業の計画が固まった段階で公園計画の見直しを行う予定である。</p>	—	事業継続				
	全 体（変更後）	H20年度		前回（平成15年度）以降の変化は以下のとおりである。			公園全体 整備が完了した地区から順次供用に努め、平成25年度の完成を目指している。	費用対効果に係る要因の変化：無	事業継続	※15年度 再評価実施		
	事業着手年度	S46	H20迄 事業費（D）	億円 98.4			公園全体 平成17年度より指定管理者制度が始まった。	蒲生地区・井土地区については平成17年度から、荒浜地区については供用開始した平成19年度から指定管理者による公園の管理・運営を行っている。	【費用対効果】 総便益（B） 281,190百万円 総費用（C） 82,520百万円 B/C 3.41			
	用地買収着手年度	S47	H20迄 用地費（E）	億円 47.1			①蒲生地区 大規模大会開催可能となるよう、便所、フェンス等、老朽化してきた野球場周辺の施設の充実が求められた。	②荒浜地区 未買収の用地について地元自治会と調整、協議が進んでいる。	【残事業の投資効率性】 総便益（B） 944百万円 総費用（C） 715百万円 B/C 1.32			
	工事着手年度	S47	H20迄 工事費（F）	億円 51.3			③井土地区 特になし。	③井土地区 国体終了後の平成14年度から、隣接する埋め立て地は見晴らしの丘や冒険的体験ができる子供の遊び場等として整備に着手し、平成17年7月に「冒険広場」として供用し（約6.5ha）地区の整備を完了した。井土地区は公式競技や一般利用ができる「馬術場」と、デイキャンプ場・冒険遊び場（遊びを見守るプレリーダーが常駐し自分の責任で自由に遊ぶ事をモットーに禁止事項を極力なくした自由な遊びのスペース）を有する「冒険広場」の2つの区域からなり、特色ある公園として非常に人気の高いエリアとなっている。				
	完了予定年度	H25					④藤塚地区 国土交通省による名取川藤塚地区河川改修（河口高規格堤防整備）事業が本格化し、公園用地との調整に入った。	④藤塚地区 名取川藤塚地区河川改修事業の計画が確定し、以前整備した四阿等の施設は事業用地内に入ったため補償により移転する予定である。同築堤事業においても井土浦など貴重な自然の保全に配慮した計画となっているため、公園内の施設整備は最小限に留め、良好な自然を享受できるエリアとして供用する。				
	全体事業費（A）	億円 135.8	全体進捗率（D/A）	57.2%								
	全体用地費（B）	億円 54.8	用買進捗率（E/B）	77.6%								
	全体工事費（C）	億円 81.0	工事進捗率（F/C）	43.5%								
	全体計画 供用予定面積	551.2ha 150.9ha	供用延長・ 整備率等	84.9ha 56.3%								
	全 体（変更後）	H25年度		平成20年度から平成23年3月までの整備については、センターの供用開始や野球場周辺再整備を行っていたが、平成23年3月の東北地方太平洋沖地震に伴う巨大津波により、海岸公園内のほぼ全ての施設が被災し、大規模な被害を受けた。					事業継続		※20年度 再々評価実施	
	事業着手年度		H25迄 事業費（D）				被災から平成25年度末までの3年間はがれき搬入場として活用されていたこと、また、施設全体が損壊流失しており、一般の用にも供していないことから、平成25年度の再評価に関しては「事業休止」としていた。					
	用地買収着手年度		H25迄 用地費（E）									
	工事着手年度		H25迄 工事費（F）									
	完了予定年度											
	全体事業費（A）		全体進捗率（D/A）									
全体用地費（B）		用買進捗率（E/B）										
全体工事費（C）		工事進捗率（F/C）										
全体計画		供用延長・ 整備率等										

令和4年度 再評価対象事業リスト (都市公園等事業)

事業名 海岸公園整備事業

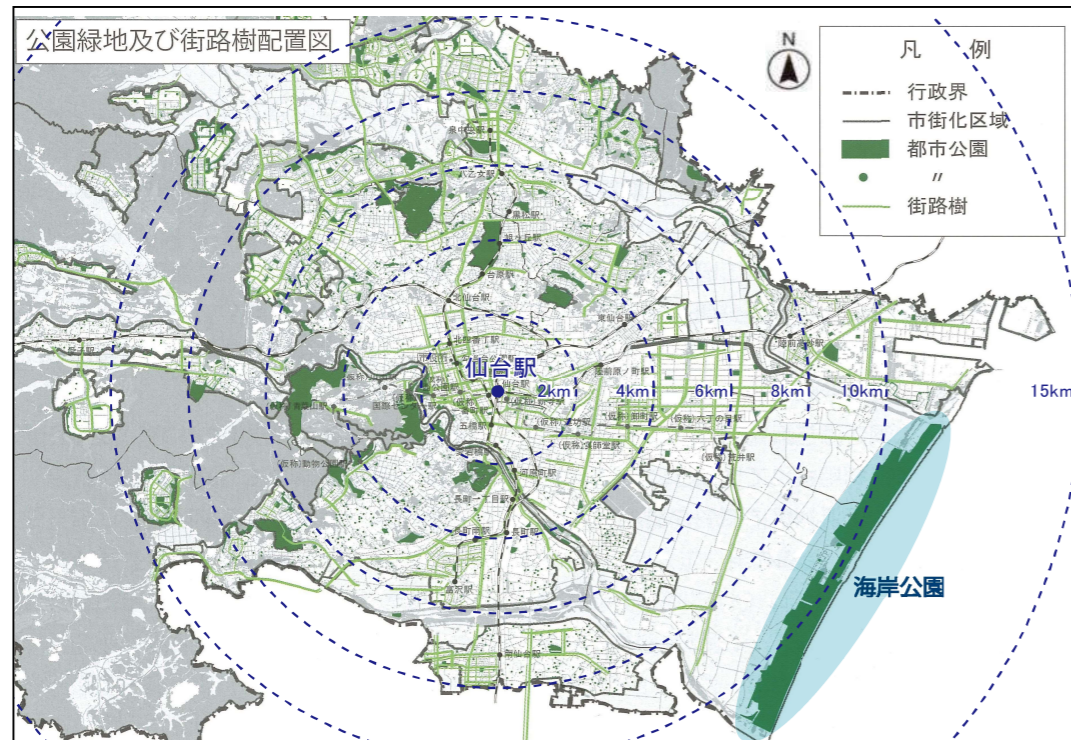
事業の目的・内容	事業の進捗状況				事業を巡る社会・地元情勢の変化	事業の状況及び今後の見通し	費用対効果に係る要因 の変化の有無 費用対効果 (B/C)	対応方針 (案)	備考
	全体		H29年度						
<p>本事業は、市制施行80周年を記念して昭和46年度に良好な自然環境の保全を主な目的とした広域公園として着手した。</p> <p>本公園は、七北田川河口から名取川河口に至る延長約9km、海岸線から幅約600mの帯状の形をなしており、貞山運河を中心に両岸の保安林である黒松林、湿原、干潟及び砂丘等から構成されている。</p> <p>平成23年3月の東北地方太平洋沖地震に伴う巨大津波により、海岸公園内のほぼ全ての施設が被災し、大規模な被害を受けた。</p> <p>また、整備を行う地区は、埋め立て地や耕作地等であり、既に更地となっていた箇所を順次公園として拡大し、地区の特色を活かした4つのゾーンに分け整備を進めている。</p>	事業着手年度	S46	H29迄 事業費 (D)	96.8 億円	<p>前回 (平成20年度) 以降の変化は以下のとおりである。</p> <p>公園全体 平成23年3月の東北地方太平洋沖地震に伴う巨大津波により、海岸公園内のほぼ全ての施設が被災し、大規模な被害を受けた。</p> <p>①蒲生地区 - ②荒浜地区 - ③井土地区 - ④藤塚地区 被災前、国土交通省による名取川藤塚地区河川改修 (河口高規格堤防整備) 事業が本格化し、公園用地との調整が完了した。</p>	<p>【災害復旧事業】 被災から平成25年度末までの3年間はがれき搬入場として活用された。蒲生・荒浜地区については平成26年度着手、平成28年度に完了し、平成29年7月までに順次利用再開してきた。また、井土地区については平成27年度着手、平成29年度完了予定である。なお、蒲生地区においては災害復旧と併せて、大規模大会の開催にあわせ、ダッグアウトや電気設備などの整備を実施した。</p> <p>【復興交付金事業 (避難の丘整備)】蒲生・荒浜・井土・藤塚地区において、災害復旧事業と併せ、避難の丘整備を実施。平成27年度に着手、平成28年度に完了した。</p> <p>①蒲生地区 海岸に近接した保安林内の樹林を保全する区域には未取得の用地があるが、現在用地取得に向けた境界確定の作業を進めており、引き続き用地取得に努める。</p> <p>②荒浜地区 未整備箇所については、相続登記が一部されていない地元住民が所有する共有地の用地買収に時間を要しているが、地権者との調整も進んでおり、引き続き整備に合わせ取得に努め、平成30年度の完成を目指している。</p> <p>③井土地区 - ④藤塚地区 名取川藤塚地区河川改修事業の計画確定に伴い、平成22年度までに公園用地との調整や、事業用地内に入った公園施設の補償による移転が完了した。</p>	<p>【事業全体のB/C】 総便益 (B) 2,654.3億円 総費用 (C) 421.5億円 B/C 6.30</p> <p>【一年遅れた場合のB/C】 (②) B=2,653.9億円 C=421.3億円 B/C 6.30</p> <p>【現時点までのB/C】 (③) B=1,476.9億円 C=387.2億円 B/C 3.81</p> <p>【来年度から完了のB/C】 B=1,177.4億円 C=34.3億円 B/C 34.33</p>	事業継続	※20年度再々評価実施
	用地買収着手年度	S47	H29迄 用地費 (E)	45.7 億円					
	工事着手年度	S47	H29迄 工事費 (F)	51.1 億円					
	完了予定年度	H30							
	全体事業費 (A)	110.5 億円	全体進捗率 (D/A)	87.6%					
	全体用地費 (B)	57.7 億円	用買進捗率 (E/B)	79.2%					
	全体工事費 (C)	52.8 億円	工事進捗率 (F/C)	96.8%					
	全体計画 供用予定面積	551.2ha 150.9ha	供用延長・ 整備率等	96.1ha 63.7%					
	全体 (変更後)		R4年度						
	<p>①岡田地区 (旧蒲生地区) 野球場やテニスコート等の運動施設</p> <p>②荒浜地区 防災機能のある多目的広場、パークゴルフ場、貞山運河の活用</p> <p>③井土地区 公式競技が行える馬術場や自然体験ができる遊び場 (冒険広場)</p> <p>④藤塚地区 湿地や干潟などの自然環境の保全、自然環境について学ぶ場</p>	事業着手年度	S46	R4迄 事業費 (D)					
用地買収着手年度		S47	R4迄 用地費 (E)	46.0 億円					
工事着手年度		S47	R4迄 工事費 (F)	55.2 億円					
完了予定年度		R8							
全体事業費 (A)		102.9 億円	全体進捗率 (D/A)	98.3%					
全体用地費 (B)		46.7 億円	用買進捗率 (E/B)	98.5%					
全体工事費 (C)		56.2 億円	工事進捗率 (F/C)	98.2%					
全体計画 供用予定面積		552.1ha 150.9ha	供用延長・ 整備率等	97.8ha 64.8%					

都市公園事業概要図

事業名 海岸公園整備事業

(各図の配置は任意)

位置図



現在の状況



①岡田地区



③荒浜地区



⑤井土地区



②岡田地区



④荒浜地区



⑥藤塚地区

計画概要図



都市公園事業概要図

事業名 海岸公園整備事業

(各図の配置は任意)

各地区計画概要



令和4年度 再評価対象事業の問題点等（都市公園等事業）

事業名 海岸公園整備事業

これまでの主な事業経過	事業の遅延理由（問題点）等	問題解決までの経過	当面の課題（問題点）等	問題への対応及び今後の見通し	その他
	処 理 済	平成15年度	今 後	平成15年度	
公園全体 S45：都市計画決定(541.1ha) S46：事業認可取得(212.2ha) H5：事業区域の拡大(541.1ha) H7：事業区域の拡大(545.1ha) H10：事業区域の拡大(551.2ha) H20：事業期間延長(H25) H23.3.11：東日本大震災により被災 H25：事業期間延長(H30まで) H25：事業期間延長(H30まで) R3：事業期間延長(R8まで) R3：事業区域の拡大(552.1ha) (Sは昭和, Hは平成, Rは令和, 数字は年度) 【災害復旧事業】 (岡田・荒浜・井土地区) H23～25：がれき処理場として活用 (岡田・荒浜地区) H26～28：災害復旧事業 H28～：復旧完了箇所から順次利用再開 H30：全面利用再開 (蒲生地区から岡田地区に名称変更) (井土地区) H27～29：災害復旧事業 H30：全面利用再開 【復興交付金事業（避難の丘整備）】 (岡田・荒浜・井土・藤塚地区) H27～28：避難の丘整備 ①岡田地区 S47～：用地取得 S49～：施設整備 S56～：部分供用 S57：施設整備地区約15.1ha供用 H12：施設整備地区約1.1ha供用 H18～22：野球場周辺再整備 R2：屋外トイレ整備 ②荒浜地区 S47～：用地取得 H9：都市計画区域を拡大(6.1ha) H10：事業区域の拡大(6.1ha) H17～：施設整備 H19～：パークゴルフ場, 多目的広場約4.6ha 供用 H22：センターハウス供用開始 R2：休憩所整備 ③井土地区 S47～：用地取得 S47～：施設整備 H4：宮城国体の馬術競技会場に内定 H6：都市計画区域の拡大(4.0ha) : 事業区域の拡大(4.0ha) H7：拡大区域の用地取得 H7～：馬術場整備工事 H13：馬術場約3haの供用 : 宮城国体開催 H13.14：遊び場実施設計 H14～：遊び場整備工事 H17～：冒険広場約6.5ha供用 ④藤塚地区 S47～：用地取得 H7～：施設整備工事 H12～：部分供用 H19～22：名取川藤塚地区河川改修事業	公園全体 社会情勢や地元情勢の変化により公園区域を拡大した。 ①蒲生地区 市内の運動施設の充実が求められていた。 ②荒浜地区 消防局のヘリポート設置計画に合わせて、公園に防災機能を備えるため、平成9年度にヘリポートに隣接する耕作地を公園区域として拡大した。 ③井土地区 平成13年度宮城国体の馬術競技会場に決定されたことにより、平成7年度に周辺の耕作地を公園区域として拡大した。 ④藤塚地区 井土浦とその周辺の優れた自然環境を活かした自然と人間との関わり合いについて体験するゾーンとして整備が望まれた。	公園全体 整備計画を修正しながら、事業を推進した。 ①蒲生地区 昭和49年度から埋め立て地を、市民ニーズの高い、野球場、ソフトボール場やテニスコート等の運動施設として整備に着手し、完成した部分から順次供用して、平成4年度までに整備を完了した。 ②荒浜地区 貞山運河を利用した親水空間としての休憩場、夏期は臨時駐車場として使用できるニュースポーツの広場及びヘリポートに隣接する箇所を防災機能のある芝生広場として平成17年度から整備に着手し、平成20年度の完成を目指している。 計画については、平成14年度に地元選出市議会議員や周辺町内会役員に整備内容を説明し、同意を得た。 ③井土地区 県道塩釜互理線に隣接した箇所に馬術場として、平成13年度開催の宮城国体に向けて平成8年度から整備し、平成13年度に約3.0haを供用した。 国体終了後の平成14年度から、隣接する埋め立て地は、見晴らしの丘や自然体験ができる子供の遊び場等として、整備に着手し、平成16年度に完成する予定である。 ④藤塚地区 平成4年度から多目的広場や展望台、四阿等の休憩施設を整備し、平成12年度に約1.8haを供用した。	公園全体 公園全体で、約13.8haの未取得用地がある。 ①蒲生地区 海岸に近接した保安林内の樹林を保全する区域には、未取得の昭和40年代のリゾート開発による約90区画、面積約9.3haの分譲跡地があるが、昭和48年から取得依頼があり、境界立会いを昭和62年、平成6年に実施したが地権者間の権利関係が複雑なことにより不調となり、用地境界の確定に至っていない。 ②荒浜地区 整備地区の中心となるゾーンに、相続問題が複雑なため相続登記がなされていない未買収の共有地約0.8haがあり、取得が困難な状況にある。 ④藤塚地区 国土交通省による名取川河口高規格堤防整備事業が計画されているため、施設の整備を休止している。	公園全体 整備地区から優先的に取得に努め、保全地区も含め平成20年度には取得を完了したい。 ①蒲生地区 開発業者を中心に、各地権者と境界の立ち会いを行いながら、粘り強く交渉し、境界確定後、平成20年度までには用地を取得し、松林の復元を図りたい。 ②荒浜地区 荒浜地区の自治会と良好な関係を築き、地権者の相続手続き等に協力を得てきたが、さらに処理の促進を要請し、平成20年度までには整備を完了したい。 ④藤塚地区 名取川河口高規格堤防整備事業の計画が固まった段階で公園計画の見直しを行い、平成20年度までには整備を完了したい。	その他
		処 理 済	平成20年度	今 後	平成20年度
	①蒲生地区 蒲生地区の野球場について、大規模大会が開催可能な施設の充実が求められていた。 ②荒浜地区 消防局のヘリポート設置計画に合わせて、公園に防災機能を備えるため、平成9年度にヘリポートに隣接する耕作地を公園区域として拡大した。 ③井土地区 平成13年度宮城国体の馬術競技会場に決定されたことにより、平成7年度に周辺の耕作地を公園区域として拡大した。 ④藤塚地区 国土交通省による名取川藤塚地区河川改修事業との調整が必要となっている。	①蒲生地区 平成18年度からダッグアウトや放送設備、便所などの整備を進めている(平成22年度完了予定)。 ②荒浜地区 平成17年度から整備に着手、平成19年9月に一部(多目的広場、パークゴルフ場約4.6ha)を開園した。 ③井土地区 平成14年度から整備に着手、平成17年7月に冒険広場として開園した(約6.5ha)。 ④藤塚地区 名取川藤塚地区河川改修事業の計画内容が確定し、公園用地との調整や藤塚地区の公園施設の移設が進んでいる。	公園全体 公園全体で約11.2haの未取得用地がある。 ①蒲生地区 海岸に近接した保安林内の樹林を保全する区域には、未取得の昭和40年代のリゾート開発による約90区画、面積約9.3haの分譲跡地があるが、用地境界の確定に至っていない。 ②荒浜地区 整備地区の中心となるゾーンに、一部相続登記がなされていない未買収の共有地約0.8haがあり、取得に時間を要している。	公園全体 整備地区から優先的に取得に努め、保全地区も含め平成25年度には取得を完了したい。 ①蒲生地区 現在用地取得に向けた境界確定の作業を進めており、引き続き各地権者と境界の立ち会いを行いながら交渉を続け、境界確定後、平成25年度までには用地を取得し、松林の復元を図りたい。 ②荒浜地区 実質的に共有地を管理している荒浜地区自治会との良好な関係が継続しており、未相続者以外の地権者から同意を得られている。引き続き自治会を通じ相続関係者との交渉を進めて用地取得を完成させ、平成25年度までには整備を完了したい。	その他
	処 理 済	平成25年度	今 後	平成25年度	その他
	(事業休止)				

令和4年度 再評価対象事業の問題点等（都市公園等事業）

事業名 海岸公園整備事業

これまでの主な事業経過	事業の遅延理由（問題点）等	問題解決までの経過	当面の課題（問題点）等	問題への対応及び今後の見通し	その他
	処 理 済	平成29年度	今 後	平成29年度	
公園全体 S45：都市計画決定(541.1ha) S46：事業認可取得(212.2ha) H5：事業区域の拡大(541.1ha) H7：事業区域の拡大(545.1ha) H10：事業区域の拡大(551.2ha) H20：事業期間延長(H25) H23.3.11：東日本大震災により被災 H25：事業期間延長(H30まで) H25：事業期間延長(H30まで) R3：事業期間延長(R8まで) R3：事業区域の拡大(552.1ha) (Sは昭和, Hは平成, Rは令和, 数字は年度) 【災害復旧事業】 (岡田・荒浜・井土地区) H23～25：がれき処理場として活用 (岡田・荒浜地区) H26～28：災害復旧事業 H28～：復旧完了箇所から順次利用再開 H30：全面利用再開 (蒲生地区から岡田地区に名称変更) (井土地区) H27～29：災害復旧事業 H30：全面利用再開	【災害復旧事業】 平成23年3月の東北地方太平洋沖地震に伴う巨大津波により、海岸公園内のほぼ全ての施設が被災し、大規模な被害を受けたため、蒲生・荒浜・井土地区において、平成29年度まで災害復旧事業を実施した。 【復興交付金事業(避難の丘整備)】 蒲生・荒浜・井土・藤塚地区において、災害復旧事業とあわせ、平成28年度まで避難の丘整備を実施。 ①蒲生地区 - ②荒浜地区 - ③井土地区 - ④藤塚地区 国土交通省による名取川藤塚地区河川改修事業との調整が必要となっていた。	【災害復旧事業】 被災から平成25年度末までの3年間はがれき搬入場として活用された。 蒲生・荒浜地区については平成26年度着手、平成28年度に完了し、平成29年7月までに順次利用再開してきた。また、井土地区については平成27年度着手、平成29年度完了予定である。なお、蒲生地区においては災害復旧と併せて、大規模大会の開催にあわせ、ダッグアウトや電気設備などの整備を実施した。 【復興交付金事業(避難の丘整備)】 蒲生・荒浜・井土・藤塚地区において、災害復旧事業とあわせ、避難の丘整備を実施。平成27年度に着手、平成28年度に完了した。 ①蒲生地区 - ②荒浜地区 - ③井土地区 - ④藤塚地区 名取川藤塚地区河川改修事業と調整の上、平成22年度までに公園用地の一部売却が完了した。	公園全体 災害復旧に取り組んでいたため、平成20年度から引き続き、公園全体で、約11.2haの未取得用地がある。 ①蒲生地区 海岸に近接した保安林内の樹林を保全する区域には、未取得の昭和40年代のリゾート開発による約90区画、面積約9.3haの分譲跡地があるが、用地境界の確定に至っていない。 ②荒浜地区 整備地区の中心となるゾーンに、一部相続登記がなされていない未買収の共有地約0.8haがあり、取得に時間を要している。	公園全体 整備地区から優先的に取得に努め、保全地区も含め平成30年度には取得を完了したい。 ①蒲生地区 現在用地取得に向けた境界確定の作業を進めており、引き続き各地権者と境界の立ち会いを行いながら交渉を続け、境界確定後、平成30年度までには用地を取得し、松林の復元を図りたい。 ②荒浜地区 実質的に共有地を管理している荒浜地区自治会との良好な関係が継続しており、未相続者以外の地権者から同意を得られている。引き続き自治会を通じ相続関係者との交渉を進めて用地取得を完成させ、平成30年度までには整備を完了したい。	
	令和4年度		令和4年度		その他
【復興交付金事業（避難の丘整備）】 (岡田・荒浜・井土・藤塚地区) H27～28：避難の丘整備 ①岡田地区 S47～：用地取得 S49～：施設整備 S56～：部分供用 S57：施設整備地区約15.1ha供用 H12：施設整備地区約1.1ha供用 H18～22：野球場周辺再整備 R2:屋外トイレ整備 ②荒浜地区 S47～：用地取得 H9：都市計画区域を拡大(6.1ha) H10：事業区域の拡大(6.1ha) H17～：施設整備 H19～：パークゴルフ場,多目的広場約4.6ha 供用 H22：センターハウス供用開始 R2:休憩所整備 ③井土地区 S47～：用地取得 S47～：施設整備 H4：宮城国体の馬術競技会場に内定 H6：都市計画区域の拡大(4.0ha) ：事業区域の拡大(4.0ha) H7：拡大区域の用地取得 H7～：馬術場整備工事 H13：馬術場約3haの供用 ：宮城国体開催 H13.14：遊び場実施設計 H14～：遊び場整備工事 H17～：冒険広場約6.5ha供用 ④藤塚地区 S47～：用地取得 H7～：施設整備工事 H12～：部分供用 H19～22：名取川藤塚地区河川改修事業	①岡田地区 供用予定の保全区域内に未買収用地があり供用できない。 ②荒浜地区 整備予定区域内に未買収用地があり進捗が遅れている。 ③井土地区 - ④藤塚地区 -	①岡田地区 海岸に近接した保安林内の樹林を保全する区域には、未取得の昭和40年代のリゾート開発による約90区画、約9.3haの分譲地の境界が未確定である。 ②荒浜地区 平成17年度から整備に着手、平成19年9月に一部(多目的広場,パークゴルフ場約4.6ha)を開園した。整備予定区域内に未買収用地があり、令和6年度までに整備予定。 ③井土地区 - ④藤塚地区 -	①岡田地区 海岸に近接した保安林内の樹林を保全する区域には、未取得の昭和40年代のリゾート開発による約90区画、面積約9.3haの分譲跡地があるが、用地境界の確定に至っていない。 ②荒浜地区 認可地縁団体との契約手続きに時間を要していることから、用地の契約に至っていない。 ③井土地区 - ④藤塚地区 -	①岡田地区 保安林区域であり、施設整備区域でないことから、用地の処理について検討を進める。 ②荒浜地区 引き続き交渉を進め用地を取得し、令和6年度までに整備を完了させる。 ③井土地区 - ④藤塚地区 -	その他
					その他

海岸公園整備状況

○ 事業の実績、整備状況について

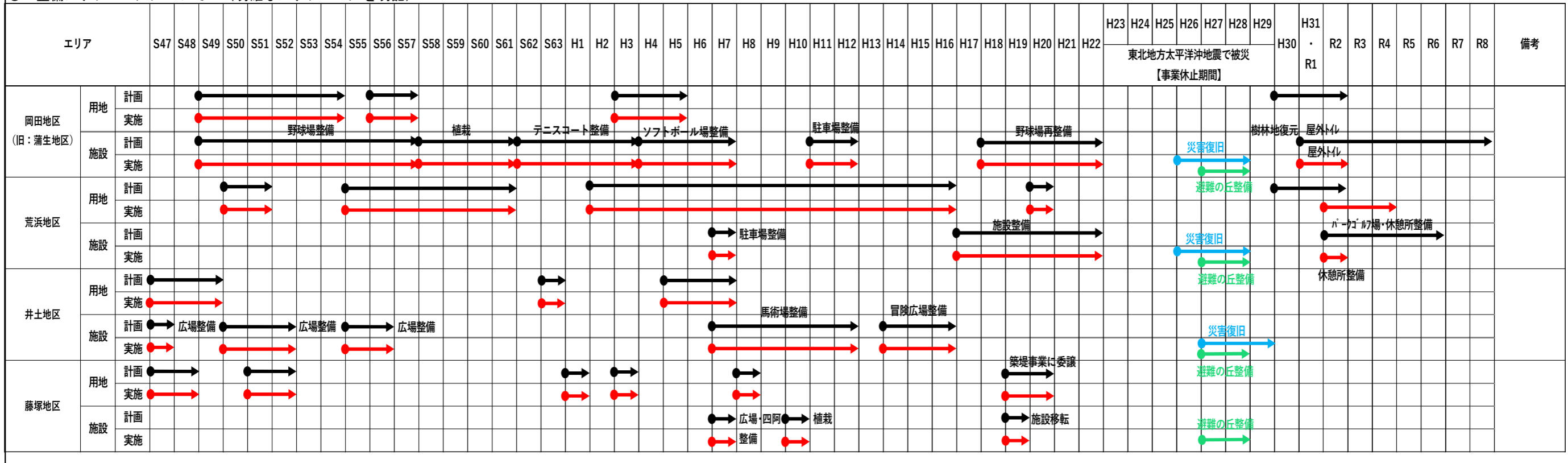
年度	用地 (ha)	用地費 (百万円)	施設費 (百万円)	事業費 (百万円)	事業内容			
					岡田地区(旧:蒲生地区)	荒浜地区	井土地区	藤塚地区
昭和47年度	20.02	271.52	6.63	278.15	用地取得	用地取得	用地取得、整備工事	
昭和48年度	5.57	114.73	0.00	114.73			用地取得	用地取得
昭和49年度	3.58	108.04	0.50	108.54	用地取得、敷地造成		用地取得	用地取得
昭和50年度	2.42	69.07	9.36	78.43	用地取得、敷地造成	用地取得	広場整備工事	
昭和51年度	2.16	69.16	7.06	76.22	用地取得、グラウンド造成	用地取得	付帯工事	用地取得
昭和52年度	1.50	42.77	2.19	44.96	用地取得、グラウンド造成		植栽	用地取得
昭和53年度	1.56	44.94	18.10	63.04	用地取得、グラウンド造成			
昭和54年度	1.94	56.93	35.54	92.47	用地取得、グラウンド造成			
昭和55年度	2.97	58.60	65.11	123.71	野球場整備	用地取得	広場整備工事	
昭和56年度	2.12	55.18	27.19	82.38	用地取得、野球場整備	用地取得	付帯工事	
昭和57年度	0.91	28.76	21.25	50.01	用地取得、野球場整備	用地取得		
昭和58年度	0.77	37.61	10.74	48.35	付帯工事	用地取得		
昭和59年度	0.63	29.19	31.12	60.31	植栽	用地取得		
昭和60年度	1.92	136.19	10.76	146.95	植栽	用地取得		
昭和61年度	0.77	38.09	21.54	59.64	植栽	用地取得		
昭和62年度	0.00	0.00	20.00	20.00	整地工事			
昭和63年度	0.21	13.74	30.47	44.21	テニスコート整備		用地取得	
平成元年度	0.39	24.80	45.06	69.86	テニスコート整備			用地取得
平成2年度	0.67	121.48	169.05	290.53	植栽	用地取得		
平成3年度	0.50	75.63	336.73	412.36	用地取得、建築工事	用地取得		用地取得
平成4年度	4.21	62.95	358.58	421.52	ソフトボール整備	用地取得		
平成5年度	4.93	318.22	213.26	531.48	用地取得、野球場改修工事	用地取得	用地取得	
平成6年度	4.83	332.03	113.37	445.40	野球場改修工事	用地取得	用地取得	
平成7年度	2.82	565.79	163.93	729.72	植栽	用地取得、駐車場整備	用地取得、造成工事	広場、四阿整備
平成8年度	2.01	378.06	320.76	698.82		用地取得	美術場整備	用地取得
平成9年度	0.35	120.00	132.87	252.87		用地取得	馬術場整備	
平成10年度	0.42	85.42	581.60	667.02		用地取得	馬術場建築工事	植栽工事
平成11年度	1.18	227.33	236.25	463.58	駐車場整備	用地取得	馬術場建築工事	
平成12年度	1.77	221.52	189.79	411.32	付帯工事	用地取得	馬術場建築工事	
平成13年度	1.77	301.25	113.00	414.25		用地取得	付帯、植栽、外構	
平成14年度	1.14	202.01	55.58	257.59		用地取得	冒険広場整備	
平成15年度	0.28	45.43	62.14	107.57		用地取得	冒険広場整備	
平成16年度	2.58	309.23	283.58	592.81		用地取得	冒険広場整備	
平成17年度	0.00	0.00	259.08	259.08			施設整備	冒険広場整備
平成18年度	0.00	0.00	275.03	275.03	野球場再整備		施設整備	
平成19年度	0.00	0.00	282.07	282.07	野球場再整備		施設整備	用地譲渡 施設移転
平成20年度	0.03	0.60	205.63	206.23	野球場再整備	用地取得	施設整備	用地譲渡
平成21年度	0.00	0.00	313.32	313.32	野球場再整備		施設整備	
平成22年度	0.00	0.00	77.72	77.72	野球場再整備		施設整備	
平成23年度	0.00	0.00	0.00	0.00				
平成24年度	0.00	0.00	0.00	0.00				
平成25年度	0.00	0.00	0.00	0.00				
平成26年度	0.00	0.00	0.00	0.00	災害復旧	災害復旧		
平成27年度	0.00	0.00	0.00	0.00	災害復旧・避難の丘整備	災害復旧・避難の丘整備	災害復旧・避難の丘整備	避難の丘整備
平成28年度	0.00	0.00	0.00	0.00	災害復旧・避難の丘整備	災害復旧・避難の丘整備	災害復旧・避難の丘整備	避難の丘整備
平成29年度	0.00	0.00	0.00	0.00			災害復旧	
平成30年度	0.00	0.00	37.33	37.33				
令和元年度	0.00	96.60	96.60	96.60	屋外トイレ			
令和2年度	3.76	212.19	215.95	215.95	屋外トイレ	用地取得・休憩所		
令和3年度	5.33	44.62	49.95	49.95		用地取得		
令和4年度	1.19	47.81	49.00	49.00		用地取得		

○ 費用対効果算定根拠及び1年遅れた場合の便益の差について

- 費用対効果算定根拠
「改訂第4版 大規模公園費用対効果分析手法マニュアル」
(国土交通省 都市局 公園緑地・景観課/平成29年4月(平成30年8月 一部改訂))
- 1年遅れた場合の便益の差について
11.0億円
(=R9全体供用開始時3,406.1億円-R10全体供用開始時3,395.1億円)

凡例
青文字:災害復旧関連
緑文字:避難の丘関連

○ 整備スケジュールについて (明確なスケジュールを明記)



事業に及ぼした影響とその対応（都市公園等事業）

事業名 海岸公園整備事業

事業進捗（スケジュール）や事業費への影響の内容	影響を及ぼす要因の発生状況	影響（経緯）及びその度合	対 応	知 見 等	そ の 他
平成15年度					
<p>①蒲生地区 野球場、ソフトボール場を昭和49年度から整備し、昭和57年度までに約15.1haを供用した。その後、テニスコートや駐車場の増設を行い計16.2haを供用した。</p> <p>②荒浜地区 平成元年度に1.1haを供用した。平成17年度から防災機能のある芝生広場やニュースポーツ広場等の整備に着手し、平成20年度の完成を目指す。</p> <p>③井土地区 平成13年度までに馬術場を整備、公告した。隣接する造成地に見晴らしの丘や体験型の子供の遊び場を整備し平成16年度完成予定。</p> <p>④藤塚地区 平成7年度から多目的広場や展望台、四阿等の休憩施設の整備に着手し、平成12年度に約1.8haを供用した。</p>	<p>①蒲生地区 海岸に近接した松林内に、昭和40年代のリゾート開発による約90区画、約9.3haの分譲地の境界が未確定である。</p> <p>②荒浜地区 未買収の共有地約0.8haの中に相続登記がなされていない用地がある。</p> <p>③井土地区 —</p> <p>④藤塚地区 国土交通省による名取川河口高規格堤防整備事業が計画されている。</p>	<p>①蒲生地区 分譲地の箇所に施設整備は行わず、樹林を復元する予定である。 用地境界が確定していないため、取得が遅れている。</p> <p>②荒浜地区 用地取得箇所に地区の中心となるセンターゾーン計画があり、早期に取得する必要がある。</p> <p>③井土地区 —</p> <p>④藤塚地区 堤防整備事業計画が持ち上がって以来、事業を休止している。</p>	<p>①蒲生地区 これまでも昭和63年と平成6年の2度境界確定等を行ったが、地権者の合意を得られなかった。 今後も各地権者と境界の立ち会いを行いながら、粘り強く交渉していく。</p> <p>②荒浜地区 荒浜地区の自治会と良好な関係を築き、地権者の相続手続き等に協力をお願いしてきたが、さらに処理の促進を要請していく。</p> <p>③井土地区 —</p> <p>④藤塚地区 堤防整備事業の推進を国に要請していく。</p>	<p>①蒲生地区 今後も用地の取得に時間を要すると思われる。</p> <p>②荒浜地区 これまでも同じような共有地を時間をかけて取得してきたが、整備スケジュールに大幅な変更が予想される場合には、法的な措置も検討していく。</p> <p>③井土地区 現在、市民の意向を取り入れた遊具の選定や市民団体との連携による「冒険遊び場」の設置、管理運営を検討中である。</p> <p>④藤塚地区 堤防整備事業計画の内容次第で、公園計画区域や整備内容、整備期間も見直していく。</p>	
平成20年度					
<p>①蒲生地区 供用予定の保全区域内に未買収用地があり供用できない。</p> <p>②荒浜地区 整備予定区域内に未買収用地があり進捗が遅れた。</p> <p>④藤塚地区 国土交通省による名取川藤塚地区改修事業の計画があり、公園用地内に築堤するため、調整が生じている。</p>	<p>①蒲生地区 海岸に近接した松林内に、昭和40年代のリゾート開発による約90区画、約9.3haの分譲地の境界が未確定である。</p> <p>②荒浜地区 未買収の共有地約0.8haの中に相続登記がなされていない用地がある。</p> <p>④藤塚地区 国土交通省による名取川藤塚地区河川改修事業が計画されている。</p>	<p>①蒲生地区 分譲地の箇所に施設整備は行わず、樹林を復元する予定である。 用地境界が確定していないため、取得が遅れている。</p> <p>②荒浜地区 用地取得箇所ではパークゴルフ場の整備計画があり、早期に取得する必要がある。</p> <p>④藤塚地区 事業計画の確定により公園施設が移設された。</p>	<p>①蒲生地区 現在用地取得に向けた境界確定の作業を進めており、引き続き各地権者と境界の立ち会いを行いながら交渉を続け、境界確定後、平成25年度までには用地を取得し、松林の復元を図りたい。</p> <p>②荒浜地区 荒浜地区自治会との良好な関係が継続しており、引き続き相続関係者との交渉を進めて用地取得を完成させ、平成25年度までには整備を完了したい。</p> <p>④藤塚地区 藤塚地区が井土浦等自然度の高い区域であることを踏まえ、河川改修事業において周辺環境への影響を最小限に抑える計画としていること、公園の利用計画も主に井土浦の自然景観の享受や湿地帯の野鳥観察等の静的利用に供されることを想定していることから、築堤後の施設整備は最小限に留めることとする。</p>	<p>①蒲生地区 これまで同様地権者への交渉を続けるとともに、境界確定の事例を調査、収集し、様々な手法を検討して用地の取得を完了させるよう対応していく。</p> <p>②荒浜地区 現在相続関係者全員の把握が完了し、関係者への説明と用地取得に向けた境界確定作業中であり、これが完了すれば用地取得に向け大きく前進すると思われる。</p> <p>④藤塚地区 施設整備を最小限に留めても、公園利用計画への影響はない。</p>	
平成25年度					
(事業休止)					

事業に及ぼした影響とその対応（都市公園等事業）

事業名 海岸公園整備事業

事業進捗（スケジュール）や事業費への影響の内容	影響を及ぼす要因の発生状況	影響（経緯）及びその度合	対 応	知 見 等	そ の 他
平成29年度					
<p>【災害復旧事業】 被災から平成25年度末までの3年間はがれき搬入場として活用された。 蒲生・荒浜地区については平成26年度着手、平成28年度に完了し、平成29年7月までに順次利用再開してきた。また、井土地区については平成27年度着手、平成29年度完了予定である。</p> <p>【復興交付金事業（避難の丘整備）】 蒲生・荒浜・井土・藤塚地区において、災害復旧事業と併せ、避難の丘整備を実施。平成27年度に着手、平成28年度に完了した。</p> <p>①蒲生地区 供用予定の保全区域内に未買収用地があり供用できない。 ②荒浜地区 整備予定区域内に未買収用地があり進捗が遅れた。 ③井土地区 - ④藤塚地区 -</p>	<p>【災害復旧事業】 平成23年3月の東北地方太平洋沖地震に伴う巨大津波により、海岸公園内のほぼ全ての施設が被災し、大規模な被害を受けた。</p> <p>【復興交付金事業（避難の丘整備）】 同上。</p> <p>①蒲生地区 海岸に近接した松林内に、昭和40年代のリゾート開発による約90区画、約9.3haの分譲地の境界が未確定である。</p> <p>②荒浜地区 未買収の共有地約0.8haの中に相続登記がなされていない用地がある。 ③井土地区 - ④藤塚地区 -</p>	<p>【災害復旧事業】 平成25年度末まではがれき搬入場として活用、その後、順次災害復旧事業に着手し、平成29年度完了予定のため、全体的に遅れが生じた。</p> <p>【復興交付金事業（避難の丘整備）】 災害復旧事業と併せ、避難の丘整備を実施。平成27年度に着手、平成28年度に完了したため、全体的に遅れが生じた。</p> <p>①蒲生地区 分譲地の箇所に施設整備は行わず、樹林を復元する予定である。用地境界が確定していないため、取得が遅れている。 ②荒浜地区 用地取得箇所ではパークゴルフ場の整備計画があり、早期に取得する必要がある。 ③井土地区 - ④藤塚地区 -</p>	<p>【災害復旧事業】 平成26年度に災害査定を受け、受検完了した箇所から順次災害復旧に着手、災害復旧完了箇所から順次利用を再開し、平成29年度末までに復旧を完了する予定。</p> <p>【復興交付金事業】- ①蒲生地区 現在用地取得に向けた境界確定の作業を進めており、引き続き各地権者と境界の立ち会いを行いながら交渉を続け、境界確定後、平成30年度までには用地を取得し、松林の復元を図りたい。 ②荒浜地区 荒浜地区自治会との良好な関係が継続しており、引き続き相続関係者との交渉を進めて用地取得を完成させ、平成30年度までには整備を完了したい。 ③井土地区 - ④藤塚地区 -</p>	<p>【災害復旧事業】 他工事との調整や関係機関との調整を行い、早期の復旧完了を目指す。</p> <p>【復興交付金事業】- ①蒲生地区 これまで同様地権者への交渉を続けるとともに、境界確定の事例を調査、収集し、様々な手法を検討して用地の取得を完了させるよう対応していく。 ②荒浜地区 現在相続関係者全員の把握が完了し、関係者への説明と用地取得に向けた境界確定作業中であり、これが完了すれば用地取得に向け大きく前進すると思われる。 ③井土地区 - ④藤塚地区 -</p>	
令和4年度					
<p>①岡田地区 供用予定の保全区域内に未買収用地があり供用できない。 ②荒浜地区 整備予定区域内に未買収用地があり進捗が遅れた。 ③井土地区 - ④藤塚地区 -</p>	<p>①岡田地区 海岸に近接した松林内に、昭和40年代のリゾート開発による約90区画、約9.3haの分譲地の境界が未確定である。</p> <p>②荒浜地区 未買収の共有地約0.8haの中に相続登記がなされていない用地がある。 ③井土地区 - ④藤塚地区 -</p>	<p>①岡田地区 分譲地の箇所に施設整備は行わず、樹林を復元する予定である。用地境界が確定していないため、取得が遅れている。 ②荒浜地区 用地取得箇所ではパークゴルフ場の整備計画があり、早期に取得する必要がある。 ③井土地区 - ④藤塚地区 -</p>	<p>①岡田地区 保安林区域であり、施設整備区域でないことから、用地の処理について検討を進める。 ②荒浜地区 認可地縁団体との用地取得契約手続き完了後、速やかに令和6年度までに整備を完了していく。 ③井土地区 - ④藤塚地区 -</p>	<p>①岡田地区 用地取得が完了すれば松林の復元に大きく前進すると思われる。 ②荒浜地区 - ③井土地区 - ④藤塚地区 -</p>	

海岸公園費用対効果（その1）

公園整備事業における費用対効果分析について

算定手法は国土交通省の「改訂第4版 大規模公園費用対効果分析マニュアル（平成29年4月）（平成30年8月 一部改訂）」による。

1. 計測対象

都市公園のような非市場財の整備によって発生する経済的価値とは、利用価値、非利用価値に大別される。利用価値及び非利用価値は体系的に整理を行うと下表のとおりとなり、マニュアルでは、これらのうち直接利用価値と間接利用価値を計測対象としている（下表のうち 部分が当マニュアルの計測対象）。

表1

価値分類	意味	機能	価値の種類（例）	
利用価値	直接的に公園を利用することによって生じる価値	健康・レクリエーション空間の提供	健康促進	
			心理的な潤いの提供	
			レクリエーションの場の提供	
			文化的活動の基礎	
			教育の場の提供	
	間接的に公園を利用することによって生じる価値	環境	都市環境維持・改善	緑地の保存
				動植物の生息・生育環境の保存
				ヒートアイランド現象の緩和
				気候緩和
				二酸化炭素の吸収
			都市景観	騒音軽減
				森林の管理・保全、荒廃の防止
				季節感を享受できる景観の提供
				都市形態規制
都市防災				
防炎	洪水調整			
	地下水涵養			
	災害応急対策施設の確保（貯水槽、トイレ等）			
	強固な地盤の提供			
	火災延焼防止・遅延			
	防風・防潮機能			
	災害時の避難地確保			
	災害時の救援活動の場の確保			
	復旧・復興の拠点の確保			
	オプション価値	現在は利用しないが、将来の利用を担保することによって生じる価値		
非利用価値	存在価値	公園が存在することを認識すること自体に喜びを見いだす価値		
	遺贈価値	将来世代に残す（将来世代の利用を担保する）ことにより生じる価値		

2. 評価方法

マニュアルにおける費用対効果は、各年で発生する便益及び費用を割引率により現在価値に割引し、その合計値の比（費用便益比）を利用して分析する。また、プロジェクトライフは50年、割引率は4%としている。部分供用がある場合は、供用時期が異なる区域ごとに、便益計測対象期間の50年を設定する。

3. 計測手法

公園整備によりもたらされる価値の定量的計算方法には、旅行費用法、代替法、効用関数法、ヘドニック・アプローチ、仮想市場評価法が考えられる。

マニュアルでは直接利用価値については、手法の特徴として利用者数も合わせて算出できることから旅行費用法を用いている。間接利用価値については、過年度の費用対効果分析にも用いた計測手法である、効用関数法を採用することとする。

【補足説明】

旅行費用法

「公園利用者は公園までの移動費用をかけてまでも公園を利用する価値があると認めている」という前提のもとで、公園までの移動費用（料金、所要時間）を利用して公園整備の価値を貨幣価値で評価する方法

効用関数法

「公園整備を行った場合と行わなかった場合の周辺世帯の持つ望ましき（効用）の違い」を貨幣価値に換算する事で公園整備を評価する方法

4. 計測方針

(1) 直接利用価値

① 公園整備内容の違いを反映する

公園整備内容を次の3つに分類し整備状況を反映する。
 自然・空間系：園路広場や修景施設の整備状況
 施設系：遊戯施設や運動施設の整備状況
 文化活動系：動物園、植物園、博物館等の整備状況

② 周辺地域の公園整備状況に応じて需要を導出

分析対象公園周辺の公園整備状況を反映する。

③ 周辺地域特性に応じて需要を導出

周辺地域特性（人口密度）を反映する。

④ 世代別に需要を導出

世代による公園に対するニーズの違いを反映する。

【補足説明】

直接利用価値の旅行費用法に必要な「公園利用者数」は、大まかに説明すると以下の手順で求めている。

- ・ **公園別利用選択率**を算出…①
公園毎の利用者容量（各施設に原単位を掛け、一日当たりの容量としたもの）、公園への行きやすさ（旅行費用の安さ）、魅力の高さ（年齢区分別の好み）などが関与
- ・ **一人当たりの公園年間利用回数**を算出…②
地域の特性（人口密度）、公園を利用する効用（施設容量、旅行費用、魅力の度合いなどから算出）などが関与
- ・ **ゾーン全体の総年間利用回数**を算出…③
②にゾーンの人口（年齢階層別）を乗じる
- ・ **ゾーン別公園別の総年間利用回数**（＝年間公園利用者数）を算出…④
③に①を乗じる

(2) 間接利用価値

- ① 公園の整備内容の違いの考慮は最小限
公園の広場面積、緑地面積及び防災機能の有無に依存する。
- ② 公園の価値は世帯ベースで計測
分析対象公園からの距離に応じた世帯の支払意思額を算出する。

【補足説明】

●考慮する価値

間接利用価値で考慮する価値は以下の2項目である。

「環境」価値

「防災」価値

具体的な価値は表1に示す部のおりであり、当マニュアルによって算出された便益はこれらの価値の全てを貨幣価値に置き換えたものとなる。

●計測方法

マニュアルには、公園の面積（「環境」は緑地面積、「防災」は広場面積）、公園からの距離、防災拠点の有無によって世帯毎の1ヶ月の負担額（支払い意思額）が算出されるよう、関数式が定められている。この関数式は、マニュアル作成に先立って行ったアンケートを元に作られている。

この世帯毎の月間便益額をゾーン内全体の世帯数、年間額にしたものが単年度便益額となる。

5. 計測の実施

(1) 前提条件

① 分析対象公園の条件

- ア) 公園種別：広域公園
- イ) 部分供用時：平成12年度【2000年】
- ウ) 全体供用時：令和9年度【2027年】

② 誘致圏及びゾーン

- ア) 誘致圏：マニュアルでは、公園種別距離別累積利用率が示されており、広域公園の場合は5～10kmで53.6%、10～20kmで65.6%となっている。また、実際の分析にあたっては、対象公園の施設内容や地域の実情に合わせ、適度な範囲を設定するとされている他、必要以上に広範囲な設定をすると実務上の作業のみが増大してしまうこと、誘致圏の違いによる分析結果の大きな誤差は生じないことが示されている。
以上より、本分析においては、誘致率50%（全体の過半数）を越える10km誘致圏を採用し、分析対象公園（海岸公園）の両端から半径10.0km圏内を誘致圏とした。
- イ) ゾーン分割：マニュアルでは、上記誘致圏の設定の後に、その圏域内を人口等の統計データが入手可能な最小単位である市町村区行政区域でゾーン分割するとされている。
マニュアルに基づき、先に設定した誘致圏に含まれる市区町村をゾーンとし分割した。
- ウ) ゾーン：青葉区、宮城野区、若林区、太白区、泉区（以上仙台市）および塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、七ヶ浜町、利府町の11市区町

③ ゾーンデータ

ア) 年齢階層別人口

部分供用時：国勢調査（平成12年）第3表より

全体供用時：町名別年齢（各歳）別住民基本台帳人口（令和3年10月1日現在）をもとに、国立社会保障・人口問題研究所編「日本の市区町村別将来推計人口（平成30年3月推計）」における将来の市区町村別人口（宮城県）により推計

部分供用開始年度の49年後：上記「日本の市区町村別将来推計人口（平成30年3月推計）」に示される令和27年（2045年）の人口と、同研究所編「日本の将来推計人口（全国：出生中位（死亡中位）推計）（平成29年推計）」に示される将来の人口増減率により推計
部分供用開始年度の50年後：上記部分供用開始年度の49年後と同様に推計

イ) 世帯数

部分供用時：国勢調査（平成12年）第2表より

全体供用時：町名別年齢（各歳）別住民基本台帳世帯数（令和3年10月1日現在）の世帯人数および平成28年同調査の世帯人数から算出した世帯人数増加率と、先に推計した全体供用時の推計人口により推計

部分供用開始年度の49年後：全体供用時から世帯人数が横ばいとなると仮定し、上記全体供用時の世帯人数および先に推計した部分供用開始年度の49年後の推計人口により推計
部分供用開始年度の50年後：上記部分供用開始年度の49年後と同様に推計

ウ) 人口密度

部分供用時：平成12年国勢調査による人口を市街化区域面積（非可住地除く）で除して算出

全体供用時：先に推計した全体供用時の推計人口を市街化区域面積（非可住地除く）で除して算出
部分供用開始年度の49年後：先に推計した部分供用開始年度の49年後の推計人口を用いて算出
部分供用開始年度の50年後：先に推計した部分供用開始年度の50年後の推計人口を用いて算出

海岸公園費用対効果（その3）

④ 競合公園

ア) 抽出条件：マニュアルでは、「現在供用中の公園」「大規模公園（10ha以上）」「対象ゾーンから利用が見込まれる公園」を競合公園として抽出することとされている。
本分析においては、以上の条件に加え分析対象公園と種別が同じ広域公園とした。

イ) 競合公園：宮城県総合運動公園、加瀬沼公園、岩沼海浜緑地

⑤ 旅行費用の算出

ア) 移動距離（経路長）：Map Fan（インターネット）等により計測
イ) 運賃・所要時間：仙台市交通局（インターネット、電話）への照会・調査等
なお、地下鉄東西線については開業が平成27年度と、部分供用時（平成22年度）より後であるので、部分供用時には利用を加味しないものとし、また、自動車及び鉄道・バスによる移動について、複数の経路が考えられる場合は、比較を行い安価な経路を採用した。

(2) 計測の実施

計測の実施については、別紙のとおりとする。

6. 費用の計算

(1) 用地費

用地費は、公園整備のうち用地取得に要した費用を実際の買収年に計上した。また、用地が無償で取得できる場合（市有地等）は、周辺の公示地価（住宅地）に面積を掛けた値を用地費とみなし、その値を用地取得した年次に計上した（機会費用）。

$$C = 21,219 \text{ 百万円（うち機会費用 } 16,552 \text{ 百万円）}$$

(2) 施設費

施設費については、工事費及び委託費について、実績金額値及び今後の予定金額を各年度に計上した。

$$C = 5,619 \text{ 百万円}$$

(3) 維持管理費

維持管理費については、実績値及び公園整備計画による概算値により計上した。部分供用年度の50年後から全体供用年度の49年後までの間は、部分供用に係る維持管理費を全体供用に係る維持管理費から減じて計上した。なお、平成23年から平成29年までの間は、東日本大震災での被災に伴い供用が中断されているため、維持管理費は計上しない。

$$C = 4,961 \text{ 百万円}$$

7. 評価

費用対効果

[全体]

- ① 総便益（B）：340,607 百万円
- ② 総費用（C）：46,859 百万円
- ③ 費用便益比（B/C）：7.27

[全体供用開始が一年遅れた場合]

- ④ 総便益（B）：339,511 百万円（遅れた場合に失われる便益：1,096 百万円（=①-④））
- ⑤ 総費用（C）：46,859 百万円
- ⑥ 費用便益比（B/C）：7.25

[現時点（R4年度）までのB/C]

- ⑦ 総便益（B）：213,402 百万円
- ⑧ 総費用（C）：44,871 百万円
- ⑨ 費用便益比（B/C）：4.76

[来年度からのB/C]

- ⑩ 総便益（B）：127,205 百万円
- ⑪ 総費用（C）：1,988 百万円
- ⑫ 費用便益比（B/C）：64.0

8. 感度分析

事業の不確実性に対応するため、感度分析を実施する。感度分析は、国土交通省の「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針（共通編）」（平成21年6月）に則り実施し、需要量、事業費を影響要因として、基本ケース値の±10%を変動幅とする。

[感度分析結果]

影響要因	B/C			備考
	-10%	基本ケース	+10%	
需要量（B）	7.00	7.27	7.54	来年度以降の各年度の便益を変動させて算出
費用（C）	7.53		7.03	来年度以降の各年度の費用を変動させて算出

海岸公園費用対効果（その４）

●便益・費用と費用便益比の計算

[全体]

便益 (百万円)	現在価格 便益額					現在価格 便益額				
	利用	環境	防災	合計	割引率	利用	環境	防災	合計	割引率
合計						70,675	151,699	118,233	340,607	
年次										
昭和45年										
昭和46年										
昭和47年										
昭和48年										
昭和49年										
昭和50年										
昭和51年										
昭和52年										
昭和53年										
昭和54年										
昭和55年										
昭和56年										
昭和57年										
昭和58年										
昭和59年										
昭和60年										
昭和61年										
昭和62年										
昭和63年										
昭和64年										
平成2年										
平成3年										
平成4年										
平成5年										
平成6年										
平成7年										
平成8年										
平成9年										
平成10年										
平成11年										
平成12年	1,212	3,122	963	5,297	2.370	2,872	7,399	2,282	12,553	
平成13年	1,217	3,121	1,016	5,354	2.279	2,773	7,112	2,315	12,200	
平成14年	1,223	3,119	1,069	5,411	2.191	2,680	6,834	2,342	11,856	
平成15年	1,228	3,118	1,123	5,469	2.107	2,587	6,569	2,366	11,522	
平成16年	1,233	3,117	1,176	5,526	2.026	2,498	6,314	2,382	11,194	
平成17年	1,239	3,116	1,229	5,584	1.948	2,413	6,070	2,394	10,877	
平成18年	1,244	3,115	1,282	5,641	1.873	2,330	5,834	2,401	10,565	
平成19年	1,250	3,113	1,336	5,699	1.801	2,251	5,606	2,408	10,253	
平成20年	1,255	3,112	1,389	5,756	1.732	2,173	5,389	2,405	9,967	
平成21年	1,260	3,111	1,442	5,813	1.665	2,098	5,180	2,401	9,679	
平成22年	1,266	3,110	1,495	5,871	1.601	2,027	4,979	2,393	9,399	
平成23年	1,271	3,109	1,549	5,929	1.540	1,957	4,786	2,385	9,128	
平成24年	1,277	3,107	1,602	5,986	1.480	1,890	4,599	2,371	8,860	
平成25年	1,282	3,106	1,655	6,043	1.423	1,825	4,421	2,356	8,602	
平成26年	1,288	3,105	1,708	6,101	1.369	1,763	4,250	2,338	8,351	
平成27年	1,293	3,104	1,762	6,159	1.316	1,701	4,085	2,319	8,103	
平成28年	1,298	3,103	1,815	6,216	1.265	1,642	3,926	2,297	7,863	
平成29年	1,304	3,101	1,868	6,273	1.217	1,587	3,773	2,273	7,633	
平成30年	1,309	3,100	1,921	6,330	1.170	1,531	3,627	2,247	7,405	
平成31年	1,315	3,099	1,975	6,389	1.125	1,479	3,486	2,222	7,187	
令和2年	1,320	3,098	2,028	6,446	1.082	1,428	3,351	2,193	6,972	
令和3年	1,325	3,097	2,081	6,503	1.040	1,378	3,221	2,164	6,763	
令和4年	1,331	3,095	2,134	6,560	1.000	1,331	3,095	2,134	6,560	
令和5年	1,336	3,094	2,188	6,618	0.962	1,285	2,975	2,104	6,364	
令和6年	1,342	3,093	2,241	6,676	0.925	1,241	2,860	2,072	6,173	
令和7年	1,347	3,092	2,294	6,733	0.889	1,197	2,749	2,039	5,985	
令和8年	1,352	3,091	2,347	6,790	0.855	1,156	2,642	2,006	5,804	
令和9年	1,358	3,089	2,401	6,848	0.822	1,116	2,539	1,973	5,628	
令和10年	1,364	3,088	2,454	6,906	0.790	1,077	2,441	1,941	5,457	
令和11年	1,370	3,087	2,507	6,964	0.760	1,040	2,351	1,911	5,291	
令和12年	1,376	3,086	2,560	7,022	0.731	1,005	2,267	1,881	5,130	
令和13年	1,382	3,085	2,613	7,080	0.703	973	2,188	1,852	4,973	
令和14年	1,388	3,084	2,666	7,138	0.676	948	2,114	1,824	4,820	
令和15年	1,394	3,083	2,719	7,200	0.650	925	2,044	1,797	4,671	
令和16年	1,400	3,082	2,772	7,262	0.625	903	1,978	1,771	4,527	
令和17年	1,406	3,081	2,825	7,324	0.601	882	1,913	1,746	4,387	
令和18年	1,412	3,080	2,878	7,386	0.578	862	1,849	1,721	4,251	
令和19年	1,418	3,079	2,931	7,448	0.555	843	1,786	1,696	4,119	
令和20年	1,424	3,078	2,984	7,510	0.533	825	1,725	1,671	3,991	
令和21年	1,430	3,077	3,037	7,572	0.511	808	1,666	1,646	3,866	
令和22年	1,436	3,076	3,090	7,634	0.490	792	1,608	1,621	3,747	
令和23年	1,442	3,075	3,143	7,696	0.470	777	1,552	1,596	3,632	
令和24年	1,448	3,074	3,196	7,758	0.450	762	1,498	1,571	3,521	
令和25年	1,454	3,073	3,249	7,820	0.431	748	1,443	1,546	3,413	
令和26年	1,460	3,072	3,302	7,882	0.412	734	1,389	1,521	3,309	
令和27年	1,466	3,071	3,355	7,944	0.394	721	1,336	1,496	3,209	
令和28年	1,472	3,070	3,408	8,006	0.376	708	1,284	1,471	3,113	
令和29年	1,478	3,069	3,461	8,068	0.359	696	1,233	1,446	3,023	
令和30年	1,484	3,068	3,514	8,130	0.342	684	1,183	1,421	2,937	
令和31年	1,490	3,067	3,567	8,192	0.326	673	1,132	1,396	2,854	
令和32年	1,496	3,066	3,620	8,254	0.311	662	1,082	1,371	2,773	
令和33年	1,502	3,065	3,673	8,316	0.296	652	1,030	1,346	2,694	
令和34年	1,508	3,064	3,726	8,378	0.281	642	980	1,321	2,617	
令和35年	1,514	3,063	3,779	8,440	0.267	632	931	1,296	2,543	
令和36年	1,520	3,062	3,832	8,502	0.253	623	883	1,271	2,471	
令和37年	1,526	3,061	3,885	8,564	0.240	614	836	1,246	2,401	
令和38年	1,532	3,060	3,938	8,626	0.227	605	790	1,221	2,333	
令和39年	1,538	3,059	3,991	8,688	0.215	597	745	1,196	2,267	
令和40年	1,544	3,058	4,044	8,750	0.203	589	701	1,171	2,207	
令和41年	1,550	3,057	4,097	8,812	0.192	581	657	1,146	2,151	
令和42年	1,556	3,056	4,150	8,874	0.181	574	614	1,121	2,097	
令和43年	1,562	3,055	4,203	8,936	0.171	567	571	1,096	2,045	
令和44年	1,568	3,054	4,256	8,998	0.161	560	529	1,071	1,995	
令和45年	1,574	3,053	4,309	9,060	0.151	554	487	1,046	1,945	
令和46年	1,580	3,052	4,362	9,122	0.142	548	446	1,021	1,896	
令和47年	1,586	3,051	4,415	9,184	0.133	542	405	996	1,848	
令和48年	1,592	3,050	4,468	9,246	0.125	537	365	971	1,801	
令和49年	1,598	3,049	4,521	9,308	0.117	531	325	946	1,755	
令和50年	1,604	3,048	4,574	9,370	0.109	526	286	921	1,710	
令和51年	1,610	3,047	4,627	9,432	0.102	521	247	896	1,666	
令和52年	1,616	3,046	4,680	9,494	0.095	516	208	871	1,622	
令和53年	1,622	3,045	4,733	9,556	0.088	511	169	846	1,578	
令和54年	1,628	3,044	4,786	9,618	0.081	506	130	821	1,535	
令和55年	1,634	3,043	4,839	9,680	0.075	501	91	796	1,492	
令和56年	1,640	3,042	4,892	9,742	0.069	496	52	771	1,450	
令和57年	1,646	3,041	4,945	9,804	0.063	491	13	746	1,408	
令和58年	1,652	3,040	5,000	9,866	0.058	486	-26	721	1,366	
令和59年	1,658	3,039	5,053	9,928	0.053	481	-87	696	1,325	
令和60年	1,664	3,038	5,106	9,990	0.048	476	-148	671	1,284	
令和61年	1,670	3,037	5,159	10,052	0.043	471	-209	646	1,243	

総便益	S	340,607
総費用	T	46,859
費用便益比	S/T	7.27

[全体供用開始が一年遅れた場合]

便益 (百万円)	現在価格 便益額					現在価格 便益額				
	利用	環境								